

破産法

目次

第 I 章 総則	6
第 1 条 調整範囲	6
第 2 条 適用対象	6
第 3 条 破産法の適用	6
第 4 条 用語の解釈	6
第 5 条 破産手続開始の申立書を提出する権利，義務を有する者	8
第 6 条 弁済能力を失った企業，合作社の通知	8
第 7 条 関連を有する個人，機関，組織の資料，証拠提供責任	9
第 8 条 人民裁判所の破産の解決管轄	9
第 9 条 破産手続を進行する裁判官の任務，権限	9
第 10 条 破産の解決過程における裁判官の拒否又は変更	10
第 11 条 財産の管理，清算を業とする個人，企業	11
第 12 条 管財人業を営む条件	11
第 13 条 財産管理清算企業	11
第 14 条 財産の管理，清算を業とすることができない個人	12
第 15 条 管財人開業免許証の回収	12
第 16 条 管財人，財産管理清算企業の権利，義務	12
第 17 条 民事判決執行機関の任務，権限	13
第 18 条 破産手続参加人の権利，義務	14
第 19 条 破産手続開始の申立書を提出した者の権利，義務	14
第 20 条 弁済能力を失った企業，合作社の権利，義務	15
第 21 条 破産の解決過程における法令の遵守の検察	15
第 22 条 破産手数料	15
第 23 条 破産費用，破産費用予納金	15
第 24 条 管財人，財産管理清算企業の費用	16
第 25 条 破産解決中の文書の請求，発給，通知手続	16
第 II 章 破産手続開始の申立書の提出及び受理	16
第 26 条 債権者による破産手続開始の申立書の提出	16
第 27 条 労働者，労働組合の代表による破産手続開始の申立書の提出 ..	16
第 28 条 弁済能力を失った企業，合作社による破産手続開始の申立書の提出	17

第 29 条	株式会社の株主若しくは株主の集団，合作社の構成員若しくは合作社連合の構成合作社による破産手続開始の申立書の提出	17
第 30 条	破産手続開始の申立書の提出方法	18
第 31 条	破産手続開始の申立書を解決する裁判官の割当て	18
第 32 条	破産手続開始の申立書の処理	18
第 33 条	管轄人民裁判所への破産手続開始の申立書の移送及び申立書の移送に関する再審査の提議の解決	18
第 34 条	破産手続開始の申立書の修正，補充の通知	19
第 35 条	破産手続開始の申立書の返却	19
第 36 条	破産手続開始の申立書の返却に関する再審査の提議，建議	19
第 37 条	破産手続開始の申立書を提出した債権者と弁済能力を失った企業，合作社の間の交渉	20
第 38 条	破産手数料，破産費用予納金の納付手続	21
第 39 条	破産手続開始の申立書の受理	21
第 40 条	破産手続開始の申立書の受理通知	21
第 41 条	弁済能力を失った企業，合作社に対する財産義務の履行請求の解決の一時停止	21
第 III 章	破産手続の開始	22
第 42 条	破産手続開始又は不開始決定	22
第 43 条	破産手続開始又は不開始決定の通知	23
第 44 条	破産手続開始又は不開始決定に対する再審査の提議，異議申立ての解決	23
第 45 条	管財人，財産管理清算企業の指定	24
第 46 条	管財人，財産管理清算企業の変更	24
第 47 条	破産手続開始決定後の企業，合作社の経営活動	25
第 48 条	破産手続開始決定後に禁止される企業，合作社の活動	25
第 49 条	破産手続開始決定後の企業，合作社の活動の監察	26
第 50 条	破産の解決における司法委託	26
第 IV 章	財産義務	27
第 51 条	財産義務の価額の確定	27
第 52 条	債務に対する利息金の確定	27
第 53 条	有担保債権の処理	27
第 54 条	財産の配当順位	28
第 55 条	連帯又は保証義務の場合の財産義務	28
第 56 条	企業，合作社が破産宣言を受けた際の貸借又は使用借財産の返還	29

第 57 条	担保として受領した財産の返還	29
第 58 条	売却した商品の取戻し	29
第 V 章	各財産保全措置	30
第 59 条	無効とみなされる各取引	30
第 60 条	取引無効宣言	31
第 61 条	効力を有する契約の履行の一時停止, 停止	31
第 62 条	契約の履行を停止した際の精算, 損害賠償	32
第 63 条	義務の相殺	32
第 64 条	弁済能力を失った企業, 合作社の財産	33
第 65 条	弁済能力を失った企業, 合作社の財産目録の作成	33
第 66 条	債務弁済請求書の送付	34
第 67 条	債権者名簿の作成	34
第 68 条	債務者名簿の作成	35
第 69 条	弁済能力を失った企業, 合作社の担保取引の登記	35
第 70 条	一時緊急措置の適用	35
第 71 条	民事判決の執行, 事件解決の一時停止に関する処理	36
第 72 条	民事判決執行, 事件解決の停止に関する解決	36
第 73 条	企業, 合作社が口座を有する銀行の義務	37
第 74 条	労働者の義務	37
第 VI 章	債権者会議	37
第 75 条	債権者会議の招集及び招集通知の送付	37
第 76 条	債権者会議の進行原則	38
第 77 条	債権者会議への参加権	38
第 78 条	債権者会議への参加義務	38
第 79 条	債権者会議の有効要件	38
第 80 条	債権者会議の延期	39
第 81 条	債権者会議の内容及び手順	39
第 82 条	債権者代表委員会	40
第 83 条	債権者会議の議決	40
第 84 条	債権者会議の議決の送付	41
第 85 条	債権者会議の議決に対する再審査の提議, 建議及び再審査の提議, 建議の解決	41
第 86 条	破産手続の進行停止	41
第 VII 章	経営活動再建手続	42
第 87 条	経営活動再建計画案の作成	42
第 88 条	経営活動再建計画案の内容	42

第 89 条	経営活動再建計画の履行期限	43
第 90 条	企業、合作社の経営活動再建計画案を採択する債権者会議の有効要件	43
第 91 条	経営活動再建計画案を採択する債権者会議の内容及び手順	43
第 92 条	企業、合作社の経営活動再建計画案を採択した債権者会議の議決の公認	44
第 93 条	経営活動再建計画の履行の監察	44
第 94 条	経営活動再建計画の修正、補充	44
第 95 条	経営活動再建手続の停止	45
第 96 条	経営活動再建手続の停止の法的効果	45
第 VIII 章	信用組織の破産手続	45
第 97 条	信用組織の破産手続に関する規定の適用	45
第 98 条	破産手続開始の申立書を提出する権利、義務	45
第 99 条	信用組織に対する破産手続開始の申立書の受理	46
第 100 条	特別借入金の償還	46
第 101 条	財産の配当順位	46
第 102 条	信用組織が破産宣言を受け、破産財産を清算する際の委任のために受領した、預託のために受領した財産の返還	46
第 103 条	特別管理期間中の信用組織の取引	47
第 104 条	信用組織の破産宣言決定	47
第 IX 章	企業、合作社の破産宣言	47
第 105 条	簡易手続による企業、合作社の破産宣言決定	47
第 106 条	債権者会議が成立しない場合の破産宣言決定	47
第 107 条	債権者会議の議決後の企業、合作社の破産宣言決定	48
第 108 条	企業、合作社の破産宣言決定	48
第 109 条	企業、合作社の破産宣言決定の送付及び通知	48
第 110 条	企業、合作社の破産宣言決定後の財産義務	49
第 111 条	企業、合作社の破産宣言決定に対する再審査の提議、異議申立て	49
第 112 条	企業、合作社の破産宣言決定に対する提議、異議申立書の解決	49
第 113 条	特別手続による提議、異議申立書の解決	50
第 X 章	紛争のある企業、合作社の財産の処理	50
第 114 条	企業、合作社の破産宣言決定前の財産紛争の処理	50
第 115 条	企業、合作社の破産宣言決定の執行過程中に財産紛争がある場合の処理	51

第 XI 章 外国要素のある破産手続	51
第 116 条 外国人である破産手続参加人	51
第 117 条 外国の管轄機関に対するヴェトナムの人民裁判所の司法委託	51
第 118 条 外国裁判所の破産解決決定の公認及び執行許可の手続	52
第 XII 章 企業、合作社の破産宣言決定の執行	52
第 119 条 破産宣言決定の執行の管轄	52
第 120 条 破産宣言決定の執行手続	52
第 121 条 管財人、財産管理清算企業に対する財産清算の実施請求	52
第 122 条 財産の評価	53
第 123 条 財産の再評価	53
第 124 条 財産の売却	53
第 125 条 違反がある場合の財産の回収	54
第 126 条 破産宣言決定の執行停止	54
第 127 条 企業、合作社の破産宣言決定後に発生した企業、合作社の財産 の処理	54
第 128 条 企業、合作社の破産宣言決定の執行に関する不服申立ての解決	55
第 XIII 章 違反処分.....	55
第 129 条 破産に関する法令に対する違反による責任	55
第 130 条 企業、合作社が破産宣言を受けた後の職務就任の禁止	55
第 XIV 章 施行条項.....	55
第 131 条 経過条項	55
第 132 条 施行効力	56
第 133 条 詳細の規定及び施行の案内	56

国会
法律 番号：51/2014/QH13

ヴェトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

破産法¹

ヴェトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は破産法を発行する。

第I章 総則

第1条 調整範囲

本法は、破産手続の申立書の提出、受理及び開始の手順、手続；財産義務の確定及び破産の解決過程における財産保全措置；経営活動再建手続²；破産宣言及び破産宣言決定の執行について規定する。

第2条 適用対象

本法は、法令の規定に基づき設立され、活動する企業並びに合作社³及び合作社連合（以下、併せて「合作社」という。）に対して適用される。

第3条 破産法の適用

- 1 破産法は、ヴェトナム社会主義共和国の領土上で設立された企業、合作社に対する破産を解決する際に適用される。
- 2 ヴェトナム社会主義共和国が締結している国際条約に本法の規定と異なる規定がある場合、当該国際条約の規定を適用する。

第4条 用語の解釈

本法では、以下の各用語は次のとおり理解される。

- 1 「企業、合作社が弁済能力を失う⁴」とは、企業、合作社が、弁済期が到来した日から3か月間、債務の弁済義務を履行しないことをいう。
- 2 「破産」とは、企業、合作社が弁済能力を失い、人民裁判所により破産宣言決定を下された状態をいう。
- 3 「債権者」とは、企業、合作社に対し、債務の弁済義務の履行を請求する権利を有する個人、機関、組織であり、無担保債権者、一部有担保債権者及び有担保債権者からなる。

¹ 本翻訳は2014年10月5日付けの仮訳である。

² 「経営活動再建手続」は原文では“thủ tục phục hồi hoạt động kinh doanh”である。

³ 「合作社」は原文では“hợp tác xã”であり、協同組合と訳出されることもある法人格を有する組織である。

⁴ 「弁済能力を失う」は原文では“mất khả năng thanh toán”である。

- 4 「無担保債権者」とは、企業、合作社に対し、企業、合作社又は第三者の財産により担保されていない債務の弁済義務の履行を請求する権利を有する個人、機関、組織をいう。
- 5 「有担保債権者」とは、企業、合作社に対し、企業、合作社又は第三者の財産により担保されている債務の弁済義務の履行を請求する権利を有する個人、機関、組織をいう。
- 6 「一部有担保債権者」とは、企業、合作社に対し、企業、合作社又は第三者の財産により担保されているが、担保財産の価額が当該債務に満たない債務の弁済義務の履行を請求する権利を有する個人、機関、組織をいう。
- 7 「管財人⁵」とは、破産の解決過程で弁済能力を失った企業、合作社の財産を管理、清算することを業とする個人をいう。
- 8 「財産管理清算企業⁶」とは、破産の解決過程で弁済能力を失った企業、合作社の財産を管理、清算することを業とする企業をいう。
- 9 「破産手続進行人」とは、破産の解決過程における人民裁判所長官、裁判官；人民検察院長官、検察官；管財人、財産管理清算企業；民事判決執行機関の長、執行官をいう。
- 10 「破産手続参加人」とは、破産の解決過程における債権者；労働者；弁済能力を失った企業、合作社；株主、株主の集団；合作社の構成員又は合作社連合の構成合作社；企業、合作社の債務者及びその他の関連する権利、義務を有する者をいう。
- 11 「破産手続開始の申立書の提出手数料」（以下、「破産手数料⁷」という。）とは、人民裁判所が破産手続開始の申立書を受理するに当たり、破産手続開始の申立人が納付しなければならない金員である。
- 12 「破産費用⁸」とは、破産を解決するために支払わなければならない金員をいい、管財人、財産管理清算企業の費用、会計検査⁹の費用、公示¹⁰の費用及びその他の法令の規定に基づく各費用からなる。
- 13 「管財人、財産管理清算企業の費用」とは、管財人、財産管理清算企業による破産解決のために支払わなければならない金員をいう。
- 14 「破産費用予納金¹¹」とは、公示、管財人、財産管理清算企業の費用の仮払のために人民裁判所が決定する金員をいう。

⁵ 「管財人」は原文では“quản tài viên”である。

⁶ 「財産管理清算企業」は原文では“doanh nghiệp quản lý, thanh lý tài sản”である。

⁷ 「破産手数料」は原文では“lệ phí phá sản”である。

⁸ 「破産費用」は原文では“chi phí phá sản”である。

⁹ 「会計検査」は原文では“kiểm toán”である。

¹⁰ 「公示」は原文では“đăng báo”である。

¹¹ 「破産費用予納金」は原文では“tạm ứng chi phí phá sản”である。

第5条 破産手続開始の申立書を提出する権利、義務を有する者

- 1 債務の弁済期が到来した日から3か月間、企業、合作社が、債権者が弁済義務を履行しないときは、無担保債権者、一部有担保債権者は、破産手続開始の申立書を提出する権利を有する。
- 2 弁済期が到来した給与の支払義務、その他の各債務を労働者に対し履行しなければならない日から3か月間、企業、合作社が弁済義務を履行しないときは、労働者、グラスルーツレベル¹²の労働組合、グラスルーツレベルの労働組合が設立されていない地の直接上級労働組合は、破産手続開始の申立書を提出する権利を有する。
- 3 企業、合作社が弁済能力を失ったときは、企業、合作社の法定代表者¹³は、破産手続開始の申立書を提出する義務を負う。
- 4 企業が弁済能力を失ったときは、私人企業の所有者¹⁴、株式会社の取締役会議長¹⁵、二人以上有限責任会社の社員総会議長¹⁶、一人有限責任会社の所有者¹⁷、合名会社の合名社員¹⁸は、破産手続開始の申立書を提出する義務を負う。
- 5 株式会社が弁済能力を失ったときは、20パーセント以上の普通株式を少なくとも6か月間連続して所有する株主又は株主の集団は、破産手続開始の申立書を提出する権利を有する。会社の定款が規定する場合、20パーセント未満の普通株式を少なくとも6か月間連続して所有する株主又は株主の集団も、株式会社が弁済能力を失ったときは、破産手続開始の申立書を提出する権利を有する。
- 6 合作社、合作社連合が弁済能力を失ったときは、合作社の構成員又は合作社連合の構成合作社の法定代表者は、破産手続開始の申立書を提出する権利を有する。

第6条 弁済能力を失った企業、合作社の通知

- 1 企業、合作社が弁済能力を失っているのを発見したときは、個人、機関、組織は、本法5条に規定される破産手続開始の申立書を提出する権利、義務を有する者に文書により通知する責任を有する。

¹² 「グラスルーツレベル」は原文では“cơ sở”である。

¹³ 「法定代表者」は原文では“người đại diện theo pháp luật”である。

¹⁴ 「私人企業の所有者」は原文では“chủ doanh nghiệp tư nhân”である。

¹⁵ 「株式会社の取締役会議長」は原文では“chủ tịch hội đồng quản trị của công ty cổ phần”である。

¹⁶ 「二人以上有限責任会社の社員総会議長」は原文では“chủ tịch Hội đồng thành viên của công ty trách nhiệm hữu hạn hai thành viên trở lên”である。

¹⁷ 「一人有限責任会社の所有者」は原文では“chủ sở hữu công ty trách nhiệm hữu hạn một thành viên”である。

¹⁸ 「合名会社の合名社員」は原文では“thành viên hợp danh của công ty hợp danh”である。

- 2 通知する個人、機関、組織は、通知の正確性を保証しなければならない。個人、機関、組織が故意に誤った通知をし、企業、合作社に損害を与えた場合、損害を賠償し、法令の前に責任を負わなければならない。

第7条 関連を有する個人、機関、組織の資料、証拠提供責任

- 1 破産事件に関連する資料、証拠を管理、所持¹⁹している個人、機関、組織は、債権者、企業、合作社、人民裁判所、人民検察院、管財人、財産管理清算企業から請求を受けた日から15日以内に、破産事件に関連する資料、証拠を完全に遅滞なく²⁰提供する責任を有する。
- 2 個人、機関、組織は、本条1項の規定に従い資料、証拠を提供することができないときは、理由を明記した文書により回答しなければならず、正当な理由なく故意に資料、証拠を提供しないときは、法令の規定に従って処分を受ける。

第8条 人民裁判所の破産の解決管轄

- 1 省、中央直轄都市人民裁判所（以下、併せて「省級人民裁判所」という。）は、当該省に経営登記又は企業登記をしている企業、経営登記又は合作社登記をしている合作社に対する破産の解決について、次のいずれかの場合に管轄を有する。
- a) 外国にある財産又は外国にいる破産手続参加人がある破産事件
 - b) 弁済能力を失った企業、合作社が、相互に異なる複数の県、区、市社、省所属都市²¹に支店、駐在員事務所²²を有する。
 - c) 弁済能力を失った企業、合作社が、相互に異なる複数の県、区、市社、省所属都市に不動産を有する。
 - d) 県、区、市社、省所属都市人民裁判所（以下、併せて「県級人民裁判所」という。）の管轄に属する破産事件であるが、事件の複雑性により省級人民裁判所が解決を引き取った。
- 2 県級人民裁判所は、当該県、区、市社、省所属都市に本店がある企業、合作社に対する破産の解決について、本条1項に規定される場合以外に管轄権を有する。
- 3 最高人民裁判所は、本条の施行を案内する。

第9条 破産手続を進行する裁判官の任務、権限

¹⁹ 「管理、所持」は原文では“quản lý, lưu giữ”である。

²⁰ 「完全に遅滞なく」は原文では“đầy đủ, kịp thời”である。

²¹ 「県、区、市社、省所属都市」は原文では“huyện, quận, thị xã, thành phố thuộc tỉnh”である。

²² 「支店、駐在員事務所」は原文では“chi nhánh, văn phòng đại diện”である。

- 1 必要な場合、破産手続開始の申立ての解決に関連する資料、証拠を確証²³、収集する。
- 2 破産手続の開始又は不開始を決定する。
- 3 管財人又は財産管理清算企業の指定又は変更を決定する。
- 4 管財人、財産管理清算企業の活動を監察²⁴する。
- 5 必要な場合、弁済能力を失った企業、合作社の会計検査の実施を決定する。
- 6 破産手続開始後、破産費用を確保するため、弁済能力を失った企業、合作社の財産の売却を決定する。
- 7 法令の規定に従い、一時緊急措置の適用を決定する。
- 8 法令の規定に従い、弁済能力を失った企業、合作社の代表者が居住地を離れるのを禁止する措置を適用し、権限を有する機関に勾引を請求する。
- 9 債権者会議を組織する。
- 10 経営活動再建計画案に関する債権者会議の議決の公認²⁵を決定する。
- 11 破産手続の進行停止²⁶を決定する。
- 12 弁済能力を失った企業、合作社に対する破産宣言を決定する。
- 13 法令の規定に従い、行政処罰措置を適用し、権限を有する機関に刑事処分を提議²⁷する。
- 14 最高人民裁判所の案内に従い、類似の破産事件における従前の破産解決決定を参考²⁸にする。
- 15 本法10条1項に規定される各場合には、破産の解決を拒否する。
- 16 その他の法令の規定に基づく任務、権限を実施する。

第10条 破産の解決過程における裁判官の拒否又は変更

- 1 裁判官は、次の場合、破産の解決への参加を拒否し、又は変更されなければならない。
 - a) 同時に、当該破産事件における破産手続参加人；破産手続参加人の代表者、親族である。
 - b) 以前に、当該破産事件に検察官、管財人、破産手続参加人の権利及び合法的な利益の保護者、鑑定人、評価審査人、評価人²⁹、通訳の資格で参加していた。

²³ 「確証」は原文では“xác minh”である。

²⁴ 「監察」は原文では“giám sát”である。

²⁵ 「公認」は原文では“công nhận”である。

²⁶ 「停止」は原文では“đình chỉ”である。

²⁷ 「提議」は原文では“đề nghị”である。

²⁸ 「参考」は原文では“tham khảo”

²⁹ 「鑑定人、評価審査人、評価人」は原文では、“người giám định, thẩm định giá, định giá”である。

- c) とともに当該破産を解決する裁判官班に属しており、相互に親族である。
 - d) 以前に当該破産事件に参加して破産宣言決定を下した。
 - d) 任務を果たすに当たり裁判官が無私でないおそれがあるとする明白な根拠がある。
- 2 裁判官の変更は、人民裁判所の長官の決定による。破産を担当する裁判官が長官である場合、裁判官の変更は、直接上級人民裁判所の長官の決定による。長官の裁判官変更決定は、最終決定である。

第11条 財産の管理、清算を業とする個人、企業

破産の解決過程における財産の管理、清算を業とすることができる個人、企業は、次のとおりである。

- 1 管財人
- 2 財産管理清算企業

第12条 管財人業を営む条件

- 1 次の者は、管財人開業免許証³⁰の発給を受けることができる。
 - a) 弁護士
 - b) 会計士
 - c) 法律、経済、会計、財務、銀行の学士号を有し、訓練を受けた分野について5年以上の経験を有する者
- 2 管財人業を営むことができる条件は、次のとおりである。
 - a) 完全民事行為能力を有する。
 - b) 善良な道徳心を有し、責任感を有し、廉潔、誠実、客観的である。
 - c) 管財人開業免許証を有する。
- 3 政府は、管財人開業免許証の発給及び管財人に対する国家管理について詳細を規定する。

第13条 財産管理清算企業

- 1 次の各企業は、破産の解決過程における財産の管理、清算を業とすることができる。
 - a) 合名会社³¹
 - b) 私人企業³²
- 2 企業が財産の管理、清算を業とするための条件は、次のとおりである。

³⁰ 「管財人開業免許証」は原文では“chứng chỉ hành nghề quản tài viên”である。

³¹ 「合名会社」は原文では“công ty hợp danh”であり、2人以上の無限責任を負う合名社員により所有される。

³² 「私人企業」は原文では“doanh nghiệp tư nhân”であり、1人の無限責任を負う所有者により所有される。

- a) 合名会社が最低 2 人の管財人である合名社員を有し、合名会社の会長又は社長³³が管財人である。
 - b) 私人企業が管財人であり同時に社長である所有者を有する。
- 3 政府は、財産管理清算業及び財産管理清算企業に対する国家管理について詳細を規定する。

第 14 条 財産の管理、清算を業とすることができない個人

- 1 公的機関の幹部、公務員、職員；人民軍隊に属する機関、部隊の士官、專業軍人、国防労働者；人民公安に属する機関、部隊の士官、專業下士官
- 2 刑事責任の追及を受けている者；有罪判決を受け、未だ前科の抹消を受けていない者；強制教育組織、強制麻薬中毒治療組織へ入所させる行政処分措置の適用を受けている者
- 3 民事行為能力を喪失した又は民事行為能力が制限されている者

第 15 条 管財人開業免許証の回収

- 1 管財人開業許可証の発給を受けた者は、次のいずれかの場合、管財人開業免許証の回収を受ける。
 - a) 公的機関の幹部、公務員、職員；人民軍隊に属する機関、部隊の士官、專業軍人、国防労働者；人民公安に属する機関、部隊の士官、專業下士官となった。
 - b) 有罪判決を受け、判決が法的効力を生じた。
 - c) 弁護士、会計士の開業免許証の回収を受けた。
 - d) 2 件以上の破産事件において、本法 46 条 1 項 a 号及び b 号の規定に基づき解任された。
- 2 政府は、管財人開業免許証の回収について詳細を規定する。

第 16 条 管財人、財産管理清算企業の権利、義務

- 1 次のことなど、弁済能力を失った企業、合作社の財産を管理し、経営活動を監察し、財産を清算する。
 - a) 企業、合作社の活動に関連する資料、証拠を確証、収集、管理する。
 - b) 財産目録、債権者名簿、債務者名簿³⁴を作成する。
 - c) 財産を保管し；裁判官の許可を得ていない財産の売却、移転を阻止し；財産の隠匿、散逸³⁵を阻止し；財産を売却、清算する際は企業、合作社の財産

³³ 「会長又は社長」は原文では“tổng giám đốc hoặc giám đốc”である。

³⁴ 「財産目録、債権者名簿、債務者名簿」は原文では“bảng kê tài sản, danh sách chủ nợ, danh sách người mắc nợ”である。

³⁵ 「隠匿、散逸」は原文では“tẩu tán”である。

の価額を最大化する。

- d) 法令の規定に従い、企業、合作社の経営活動を監察する。
 - d) 法令の規定に従い、個人、組織を雇用して業務を実施することができる。
 - e) 破産費用を確保するため、企業、合作社の財産の売却について裁判官に提起³⁶する。
 - g) 破産費用を確保するため、裁判官の決定に基づき財産を売却する。
 - h) 本法の規定に従い、財産の評価、清算を組織する；財産の清算の実施を個人、組織に委ねることについて、民事判決執行機関に報告し、関連を有する破産手続参加人に通知する。
 - i) 回収した各金員を、管轄人民裁判所、民事判決執行機関が銀行に開設した口座に預け入れる。
- 2 企業、合作社に法定代表者がいない場合、企業、合作社を代表する。
 - 3 企業、合作社の財産、債務及び活動の状況について報告し、弁済能力を失った企業、合作社の経営活動再建計画案の作成に参加する。
 - 4 裁判官に次の各業務の進行を提議する。
 - a) 資料、証拠の収集
 - b) 取引無効宣言及び不法に売却又は移転された企業、合作社の財産の回収決定
 - c) 法令の規定に基づく一時緊急措置の適用；行政処罰措置の適用；刑事処分の権限を有する機関への記録の送付
 - 5 法令の規定に従い、報酬を享受することができ、職業保険に関する責任を果たす。
 - 6 裁判官、民事判決執行機関の請求に従い、自己の任務、権限の実施について報告する；自己の任務、権限の実施について裁判官、民事判決執行機関及び法令の前に責任を負う。

第17条 民事判決執行機関の任務、権限

- 1 一時緊急措置の適用決定、取引無効宣言決定、破産宣言決定及び本法の規定に基づくその他の各決定を執行する。
- 2 管財人、財産管理清算企業に対し、財産の評価、清算の実施；本法121条4項に規定される場合の財産の清算の実施を請求する。
- 3 管財人、財産管理清算企業の活動；破産企業、合作社の財産の清算の実施を監察し、管財人、財産管理清算企業に対し財産の清算について報告を請求する。
- 4 本法46条の規定に従い、破産企業、合作社の財産の清算を実施する過程で、人民裁判所に管財人、財産管理清算企業の変更を提起する。

³⁶ 「提起」は原文では“dề xuất”である。

- 5 人民裁判所の決定に従い、企業、合作社の財産を配当³⁷する。
- 6 企業、合作社の破産宣言決定の執行の終結を決定する。
- 7 民事判決の執行に関する法令の規定に基づくその他の任務、権限を実施する。

第18条 破産手続参加人の権利、義務

- 1 破産に関する法令の規定に従い、裁判官、管財人、財産管理清算企業及び民事判決執行機関の請求に応える。
- 2 破産の解決に関連する資料、証拠を提供する。
- 3 資料、証拠を所持、管理する個人、機関、組織に対し、自己の権利及び合法的な利益に関連する資料、証拠の提供を請求し、人民裁判所に提出する。
- 4 自身で実施することができない資料、証拠の確認、収集又は財産の鑑定、評価、評価審査意見の聴取を裁判官、管財人、財産管理清算企業に提議する。弁済能力を失った企業、合作社の会計検査決定を裁判官に提議する。証人の召喚を裁判官に提議する。
- 5 ほかの破産手続参加人が提出した又は裁判所が収集した資料、証拠について知らされ、記録し、複写する。
- 6 一時緊急措置の適用、変更、取消しを提議する。
- 7 自己の権利、義務を実現するために適式な通知を受ける。
- 8 自己の権利及び合法的な利益を自ら保護し、又はほかの者に保護させる。
- 9 債権者会議に参加する。
- 10 本法46条の規定に従い、管財人、財産管理清算企業の変更を申し立てる。
- 11 債権者名簿、債務者名簿に債権者、債務者を追加するよう管財人、財産管理清算企業に提議する。
- 12 債務者の各金員、財産の回収について管財人、財産管理清算企業に提起する。
- 13 破産の解決過程で、管財人、財産管理清算企業の請求、人民裁判所の召喚状に従って出頭し、人民裁判所の各決定を執行しなければならない。
- 14 裁判官、民事判決執行機関、管財人、財産管理清算企業の請求に従い、財産の管理、清算に参加する。
- 15 本法の規定に従い、人民裁判所の決定の再審査を提議する。
- 16 破産手続に参加する個人が死亡した場合、その合法的な相続人が本条の規定に従い権利、義務を実現する。

第19条 破産手続開始の申立書を提出した者の権利、義務

- 1 本法18条の規定に基づく破産手続参加人の権利、義務

³⁷ 「配当」は原文では “phân chia”である。

- 2 破産手続開始前に管財人、財産管理清算企業の指名を裁判所に提起する。
- 3 破産手数料、破産費用予納金を納付する必要がない場合を除き、破産手数料、破産費用予納金を納付する。
- 4 破産手続開始の申立ては、誠実なものでなければならない。

第20条 弁済能力を失った企業、合作社の権利、義務

- 1 本法18条の規定に基づく破産手続参加人の権利、義務
- 2 破産手続開始の申立書を提出した者の請求の一部又は全部の承認又は棄却について意見を述べることができる。
- 3 破産手続開始決定を受領した後直ちに、破産手続開始決定について公開通知しなければならない。

第21条 破産の解決過程における法令の遵守の検察

- 1 人民検察院は、破産の解決過程における法令の遵守を検察し、本法の規定に基づき申立て、建議、異議申立て³⁸の各権利を行使する。
- 2 人民検察院は、人民検察院の建議、異議申立ての各審理期日に参加し；人民裁判所の各破産解決決定を検察する。

第22条 破産手数料

破産手続開始の申立書を提出した者は、人民裁判所の訴訟費用、手数料に関する法令の規定に従い、破産手数料を納付しなければならない。ただし、本法5条2項及び105条1項a号に規定される申立人の場合、破産手数料を納付する必要がない。

第23条 破産費用、破産費用予納金

- 1 破産費用は、弁済能力を失った企業、合作社の財産から弁済される。
- 2 破産手続開始の申立書を提出した者は、本法5条2項及び105条1項a号に規定される申立人を除き、破産費用予納金を納付しなければならない。
- 3 人民裁判所は、破産費用を確保するため、管財人、財産管理清算企業に弁済能力を失った企業、合作社のいくつかの財産を売却させることができる。財産の評価、再評価及び売却は、本法122条、123条及び124条の規定に従って行われる。
- 4 人民裁判所は、法令の規定に従い、具体的な場合に依じて破産費用予納金の額、破産費用の額を決定し、破産手続開始の申立書を提出した者が本法19条4項の規定に違反した場合を除き、破産費用予納金の償還について決定する。

³⁸ 「申立て、建議、異議申立て」は原文では“yêu cầu, kiến nghị, kháng nghị”である。

第24条 管財人、財産管理清算企業の費用

- 1 管財人、財産管理清算企業の費用は、管財人、財産管理清算企業の任務遂行の期間、労力及び結果に基づき算定される。
- 2 政府は、管財人、財産管理清算企業の費用について詳細を規定する。

第25条 破産解決中の文書の請求、発給、通知手続

人民裁判所、人民検察院、民事判決執行機関、管財人、財産管理清算企業は、本法及び民事訴訟に関する法令の規定に従い、破産手続参加人に関する文書の請求、発給、通知を実施する義務を有する。

第II章 破産手続開始の申立書の提出及び受理

第26条 債権者による破産手続開始の申立書の提出

- 1 破産手続の開始を人民裁判所に申し立てるときは、本法5条1項に規定される債権者は、破産手続開始の申立書を提出しなければならない。
- 2 破産手続開始の申立書には、次の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 年月日
 - b) 破産を解決する管轄人民裁判所の名称
 - c) 申立人の氏名、住所
 - d) 破産手続開始の申立てを受ける企業、合作社の名称、住所
 - d) 弁済期が到来した債権申立書には、債権の弁済期が到来したことを証明する証拠を添付しなければならない。
- 3 管財人、財産管理清算企業の指定を提起する場合、破産手続開始の申立書に管財人、財産管理清算企業の氏名、名称、住所を明記する。

第27条 労働者、労働組合の代表による破産手続開始の申立書の提出

- 1 破産手続の開始を人民裁判所に申し立てるときは、本法5条2項に規定される労働者、労働組合の代表は、破産手続開始の申立書を提出しなければならない。
- 2 破産手続開始の申立書には、次の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 年月日
 - b) 破産を解決する管轄人民裁判所の名称
 - c) 労働者の氏名、住所
 - d) 破産手続開始の申立てを受ける企業、合作社の名称、住所
 - d) 企業、合作社が労働者に支払っていない弁済期が到来した給与及びその他の各債務の総額申立書には、給与及びその他の各債務の弁済期が到来したことを証明する

証拠を添付しなければならない。

- 3 管財人，財産管理清算企業の指定を提起する場合，破産手続開始の申立書に管財人，財産管理清算企業の氏名，名称，住所を明記する。
- 4 申立ての日から，労働者，労働組合の代表は，本法の規定に従い債権者と同様の権利，義務を有する。

第28条 弁済能力を失った企業，合作社による破産手続開始の申立書の提出

- 1 企業，合作社は，本法5条3項及び4項の規定に従い，破産手続開始の申立書を提出しなければならない。
- 2 破産手続開始の申立書には，次の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 年月日
 - b) 破産を解決する管轄人民裁判所の名称
 - c) 企業，合作社の名称，住所
 - d) 申立人の氏名，住所
 - d) 破産手続開始の申立ての根拠
- 3 破産手続開始の申立書には，次の各書類，資料を添付しなければならない。
 - a) 企業，合作社の直近3年間の財務報告。企業，合作社が設立されてから未だ満3年間活動していない場合，企業，合作社の活動期間全部の財務報告を添付する。
 - b) 弁済能力を失った状態に至った原因の説明書；企業，合作社を再建するために実施したが弁済能力を失った状態を克服することができなかった各措置の結果報告
 - c) 企業，合作社の財産，財産がある地点の詳細な一覧表
 - d) 債権者，債務者の氏名，住所，債権，債務につき有担保，無担保，一部有担保，弁済期到来，弁済期未到来を明記した債権者名簿，債務者名簿
 - d) 企業，合作社の設立に関連する書類，資料
 - e) 残っている財産の価額の評価審査，評価の結果（あれば）
- 4 管財人，財産管理清算企業の指定を提起する場合，破産手続開始の申立書に管財人，財産管理清算企業の氏名，名称，住所を明記する。
- 5 本法5条3項及び4項に規定される者が，企業，合作社が弁済能力を失ったときに破産手続開始の申立書を提出しない場合，法令の前に責任を負わなければならない。企業，合作社が弁済能力を失った時点より後に，破産手続開始の申立書を提出しないことにより損害が発生した場合，賠償しなければならない。

第29条 株式会社の株主若しくは株主の集団，合作社の構成員若しくは合作社連合の構成合作社による破産手続開始の申立書の提出

- 1 破産手続の開始を人民裁判所に申し立てるときは，本法5条5項及び6項に

規定される株式会社の株主若しくは株主の集団、合作社の構成員若しくは合作社連合の構成合作社の法定代表者は、破産手続開始の申立書を提出しなければならない。

- 2 破産手続開始の申立書には、本法 28 条 2 項に規定される各内容を記載し、本法 28 条 3 項及び 4 項に規定される各資料（あれば）を添付して提出する。

第 30 条 破産手続開始の申立書の提出方法

- 1 破産手続開始の申立人は、次のいずれかの方法により、申立書及び添付資料、証拠を管轄人民裁判所に提出しなければならない。
 - a) 人民裁判所において直接提出する。
 - b) 人民裁判所に郵便で送付する。
- 2 破産手続開始の申立書の提出日は、人民裁判所が申立書を受領した日又は送付地の郵便印が押された日である。

第 31 条 破産手続開始の申立書を解決する裁判官の割当て

- 1 破産手続開始の申立書を受領したから 3 営業日以内に、人民裁判所の長官は、破産手続開始の申立書の解決を一人の裁判官又は三人の裁判官からなる裁判官班に割り当てる。
- 2 最高人民裁判所長官は、本条 1 項に規定される裁判官班の業務規則について規定する。

第 32 条 破産手続開始の申立書の処理

- 1 割当てを受けた日から 3 営業日以内に、裁判官は、申立書を審査して次のとおり処理しなければならない。
 - a) 破産手続開始の申立書が適式な場合、破産手数料、破産費用予納金の納付が必要ない場合を除き、裁判官は破産手続開始の申立書を提出した者に対し、破産手数料、破産費用予納金の納付について通知する。
 - b) 破産手続開始の申立書に本法 26 条、27 条、28 条又は 29 条が規定する各内容が不十分な場合、裁判官は申立人に対し、申立書の修正、補充について通知する。
 - c) ほかの人民裁判所の解決管轄に属するときは、管轄人民裁判所へ破産手続開始の申立書を移送する。
 - d) 破産手続開始の申立書を返却する。
- 2 破産手続開始の申立書の処理に関する通知は、文書により申立人及び弁済能力を失った企業、合作社に送付される。

第 33 条 管轄人民裁判所への破産手続開始の申立書の移送及び申立書の移送に関する再審査の提議の解決

- 1 本法 32 条 1 項 c 号の規定に従い申立書を処理した人民裁判所は、管轄人民裁判所へ破産手続開始の申立書及び添付資料、証拠を移送し、破産手続開始の申立書を提出した者に通知する責任を有する。
- 2 申立書の移送決定を受領した日から 3 営業日以内に、申立人又は申立書の移送を受けた人民裁判所は、直接上級人民裁判所の長官に対し、申立書の移送について再審査を提議する権利を有する。
- 3 提議書を受領した日から 3 営業日以内に、直接上級裁判所の長官は、申立書の移送に関する再審査の提議を解決する。直接上級人民裁判所の長官の決定は、最終決定である。

第 34 条 破産手続開始の申立書の修正、補充の通知

破産手続開始の申立書に本法 26 条、27 条、28 条又は 29 条が規定する内容が不十分な場合、人民裁判所は、申立人に修正、補充について通知する。修正、補充の期限は、申立人が通知を受領した日から 10 営業日を超えない範囲で人民裁判所が決定する。特別な場合、人民裁判所は、期限を延長することができるが、15 日を超えてはならない。

第 35 条 破産手続開始の申立書の返却

- 1 人民裁判所は、次の各場合、破産手続開始の申立書の返却を決定する。
 - a) 申立人が本法 5 条に規定される者でない。
 - b) 申立人が本法 34 条の規定に従い破産手続開始の申立書の修正、補充を行わない。
 - c) ほかの人民裁判所が既に弁済能力を失った企業、合作社に対する破産手続を開始している。
 - d) 破産手続開始の申立書を提出した者が、本法 37 条 2 項の規定に従い申立書を取り下げた。
 - d) 申立人が破産手数料、破産費用予納金を納付しない。ただし、破産手数料、破産費用予納金の納付が必要ない場合を除く。
- 2 人民裁判所の破産手続開始の申立書の返却決定には、申立書を返却する理由を明記しなければならない。人民裁判所は、決定を下した日から 3 営業日以内に、この決定を破産手続開始の申立書を提出した者、同級の人民検察院に送付する責任を有する。

第 36 条 破産手続開始の申立書の返却に関する再審査の提議、建議

- 1 人民裁判所の破産手続開始の申立書の返却決定を受領した日から 3 営業日以内に、破産手続開始の申立書を提出した者は申立書の返却決定を下した人民裁判所の長官に対し再審査を提議する権利を、同級の人民検察院は建議をする権

利を有する。

- 2 破産手続開始の申立書の返却決定に対する再審査の提議，建議書を受領した日から3営業日以内に，申立書の返却決定を下した人民裁判所の長官は，次のいずれかの決定を下さなければならない。
 - a) 破産手続開始の申立書の返却決定を維持する。
 - b) 破産手続開始の申立書の返却決定を取り消し，本法の規定に従い申立書を受理する。
- 3 破産手続開始の申立書の返却決定に対する再審査の提議，建議書を解決する決定を受領した日から5営業日以内に，破産手続開始の申立人は直接上級人民裁判所の長官に対し審査，解決するよう再審査を提議する権利を有し，人民検察院は建議をする権利を有する。
- 4 破産手続開始の申立書の返却に関する再審査の提議，建議書を受領した日から7営業日以内に，直接上級人民裁判所の長官は，次のいずれかの決定を下さなければならない。
 - a) 破産手続開始の申立書の返却決定を維持する。
 - b) 破産手続開始の申立書の返却決定を取り消し，人民裁判所に対し本法の規定に従い申立書を受理するよう求める。
- 5 再審査の提議，建議を解決する直接上級人民裁判所の長官の決定は，最終決定である。この決定は，申立人，同級の人民検察院，建議をした人民検察院及び申立書の返却決定を下した人民裁判所に送付される。

第37条 破産手続開始の申立書を提出した債権者と弁済能力を失った企業，合作社の間の交渉

- 1 人民裁判所が適式な破産手続開始の申立書を受領した日から3営業日以内に，弁済能力を失った企業，合作社と破産手続開始の申立書を提出した債権者は，文書により，両当事者が申立書の取下げについて交渉することを人民裁判所に提議する権利を有する。
人民裁判所は，適式な破産手続開始の申立書を受領した日から20日を超えない範囲で交渉の期限を決定する。
- 2 両当事者が破産手続開始の申立書の取下げについて相互に合意することができた場合，人民裁判所は，破産手続開始の申立書を返却する。
- 3 交渉が不成立の場合，又は交渉期限が終了したが両当事者が交渉を行わない場合，人民裁判所は，申立人に破産手数料，破産費用予納金の納付について通知し，本法の規定に従い破産手続開始の申立書を受理する。
- 4 本条の規定に基づく両当事者の交渉は，破産に関する法令の規定に反してはならない。

第38条 破産手数料、破産費用予納金の納付手続

1 適式な破産手続開始の申立書を受領した日から3営業日以内に、人民裁判所は、破産費用予納金の額を見積り、破産手続開始の申立人に破産手数料、破産費用予納金を納付するよう通知する。

交渉の提議がある場合、破産手続開始の申立人に対する破産手数料、破産費用予納金の納付通知は、本法37条3項の規定に従って行われる。

2 破産手数料、破産費用予納金の納付に関する通知を受領した日から15日以内に、破産手続開始の申立書を提出した者は、次のとおり破産手数料、破産費用予納金の納付を行わなければならない。

a) 破産手数料を民事判決執行機関に支払う。

b) 破産費用予納金を人民裁判所が銀行に開設した口座に納入する。

第39条 破産手続開始の申立書の受理

人民裁判所は、破産手数料の納付領収書、破産費用予納金の納付領収書を受領したときは、破産手続開始の申立書を受理する。破産手数料、破産費用予納金の納付が必要ない場合、受理の時点は、人民裁判所が適式な破産手続開始の申立書を受領した日である。

第40条 破産手続開始の申立書の受理通知

1 申立書を受理した日から3営業日以内に、人民裁判所は、破産手続開始の申立書の受理について文書により、破産手続開始の申立書を提出した者、弁済能力を失った企業、合作社、弁済能力を失った企業、合作社に関連する事案を解決している各機関、組織であると各当事者が情報提供したもの及び同級の人民検察院に通知しなければならない。

破産手続開始の申立書を提出した者が弁済能力を失った企業、合作社の法定代表者である場合、人民裁判所は、債権者であると企業、合作社が情報提供したものに通知しなければならない。

2 破産手続開始の申立書を提出した者が弁済能力を失った企業、合作社でない場合、人民裁判所の通知を受領した日から15日以内に、弁済能力を失った企業、合作社は、本法28条3項の規定に従い各書類、資料を人民裁判所に提出しなければならない。

第41条 弁済能力を失った企業、合作社に対する財産義務の履行請求の解決の一時停止

人民裁判所が破産事件を受理した日から5営業日以内に、弁済能力を失った企業、合作社の財産義務の履行は、次のとおり一時停止される。

1 民事判決執行機関は、企業、合作社が判決執行債務者である財産に関する民

事判決の執行を一時停止しなければならない。ただし、弁済能力を失った企業、合作社に生命、健康、名誉に関する賠償又は労働者に対する給与の支払を命じる判決、決定を除く。一時停止は、民事判決の執行に関する法令の規定に従って行われる。

- 2 人民裁判所、仲裁組織は、企業、合作社が一方当事者である財産義務に関連する民事、経営、商事、労働事件の解決を一時停止しなければならない。一時停止手続は、民事訴訟に関する法令及び商事仲裁に関する法令の規定に従って行われる。

人民裁判所は、企業、合作社が一方当事者である財産義務に関連する刑事、行政事件のうちの民事部分を分離し、解決を一時停止しなければならない。分離及び一時停止手続は、刑事訴訟、行政訴訟に関する法令の規定に従って行われる。

- 3 権限を有する機関、組織は、有担保債権者のための企業、合作社の担保財産の処理を一時停止する。

担保財産が毀損する又は価額が著しく減少するおそれがある場合、本法 53 条 2 項及び 3 項の規定に従って処理する。

第 III 章 破産手続の開始

第 42 条 破産手続開始又は不開始決定

- 1 破産手続開始の申立書を受理した日から 30 日以内に、裁判官は、本法 105 条に規定される場合を除き、破産手続開始又は不開始決定を下さなければならない。
- 2 企業、合作社が弁済能力を失っているときは、裁判官は破産手続開始決定を下す。
- 3 必要な場合、破産手続開始決定を下す前に、裁判官は、破産手続開始の申立書を提出した者、破産手続開始の申立てを受けた企業、合作社の所有者又は合法的な代表者、関係する個人、組織が参加する期日を召集し、企業、合作社が弁済能力を失ったことを証明する各根拠について審査、検査することができる。
- 4 破産手続開始決定には、次の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 年月日
 - b) 人民裁判所の名称；破産手続を進行する裁判官の氏名
 - c) 破産手続開始の申立書の受理の日及び番号；申立人の氏名、住所
 - d) 弁済能力を失った企業、合作社の名称、住所
 - d) 債権者が届出をすべき期限、地点及び届出をしないことの法的効果
- 5 人民裁判所は、企業、合作社が本条 2 項に規定される場合に当たらないと認めるときは、破産手続不開始決定を下す。

この場合、破産手続開始の申立書を提出した者は、破産費用予納金の返還を受けることができる。本法 41 条の規定に基づき一時停止された、弁済能力を失った企業、合作社に対する財産義務の履行請求の解決は、引続き実施される。

第 43 条 破産手続開始又は不開始決定の通知

- 1 人民裁判所の破産手続開始決定は、申立人、弁済能力を失った企業、合作社、債権者、同級の人民検察院、企業、合作社の本店所在地の民事判決執行機関、税機関、経営登記機関に送付され、国家営業登記ウェブサイト、人民裁判所のウェブサイト上に登載されるとともに、弁済能力を失った企業、合作社の本店所在地の地方新聞に 2 回連続して掲載される。
- 2 人民裁判所の破産手続不開始決定は、申立人、破産手続開始の申立てを受けた企業、合作社及び同級の人民検察院に送付される。
- 3 破産手続開始又は不開始決定の送付及び通知の期限は、人民裁判所が決定を下した日から 3 営業日である。

第 44 条 破産手続開始又は不開始決定に対する再審査の提議、異議申立ての解決

- 1 破産手続開始又は不開始決定を受領した日から 7 営業日以内に、破産手続参加人は破産手続開始又は不開始決定について再審査を提議する権利を有し、同級の人民検察院は異議を申し立てる権利を有する。
- 2 再審査の提議、異議申立書を受領した後直ちに、破産手続開始又は不開始決定を下した人民裁判所は、破産事件の記録を直接上級人民裁判所に解決のため送付する。
- 3 再審査の提議、異議申立書が添付された破産事件の記録を受領した日から 3 営業日以内に、直接上級人民裁判所は、再審査の提議、異議申立てを審理、解決する 3 人の裁判官からなる裁判官班を指定し、破産事件の記録を同級の人民検察院に送付する。
- 4 人民裁判所が送付した破産事件の記録を受領した日から 5 営業日以内に、同級の人民検察院は、記録を人民裁判所に返還しなければならない。
- 5 同級の人民検察院が返還した破産事件の記録を受領した日から 5 営業日以内に、裁判官班は、再審査の提議、異議申立てを審査し、解決するための期日を組織しなければならない。
- 6 裁判官班の期日には、人民検察院が参加し、人民裁判所書記官が期日調書を作成する。必要な場合、その他の者を召喚し、未だ明確になっていない事項について質問することができる。
- 7 裁判官班は、次のいずれかの決定を下す権利を有する。
 - a) 破産手続開始又は不開始決定を維持する。

- b) 破産手続不開始決定を取り消し，破産手続不開始決定を下した人民裁判所に破産手続開始決定の発出について審査するよう差し戻す。
 - c) 破産手続開始決定を取り消し，破産手続開始決定を下した人民裁判所及び破産手続参加人に通知する。
- 8 裁判官班の決定は，最終決定であり，執行力を有する。
- 9 最高人民裁判所長官は，破産手続開始又は不開始決定に対する再審査の提議，異議申立書を解決する裁判官班の業務規則について規定する。

第 45 条 管財人，財産管理清算企業の指定

- 1 破産手続開始決定を下した日から3営業日以内に，裁判官は，管財人又は財産管理清算企業を指定する責任を有する。
- 2 管財人，財産管理清算企業を指定する根拠は，次のとおりである。
 - a) 管財人開業免許証を有する個人，財産管理清算企業
 - b) 破産手続開始の申立書を提出した者の管財人，財産管理清算企業の指定に関する提起
 - c) 管財人，財産管理清算企業が破産事件に関連する利益を有していない。
 - d) 破産手続開始の申立書の解決の性質
 - d) 管財人，財産管理清算企業が破産手続参加人の親族でない。
- 3 管財人，財産管理清算企業を指定する文書には，次の主要な内容を記載しなければならない。
 - a) 年月日
 - b) 債権者，弁済能力を失った企業，合作社の氏名，名称，住所
 - c) 管財人，財産管理清算企業の氏名，名称，住所
 - d) 破産手続開始の申立ての内容の概要
 - d) 管財人，財産管理清算企業の指定の根拠
 - e) 管財人，財産管理清算企業の費用の仮払
 - g) 管財人，財産管理清算企業の具体的な任務，権限
 - h) 裁判官の署名及び人民裁判所の印

第 46 条 管財人，財産管理清算企業の変更

- 1 管財人，財産管理清算企業は，次のいずれかの場合，裁判官により変更決定を受ける。
 - a) 本法の規定に基づく義務に違反した。
 - b) 任務を遂行するに当たり管財人，財産管理清算企業が客観的でないことを証明する根拠がある。
 - c) 不可抗力により管財人，財産管理清算企業が任務を遂行することができない。

- 2 管財人、財産管理清算企業の変更決定は、解任された管財人、財産管理清算企業の費用の仮払金の処理を明記した文書によらなければならない、直ちに管財人、財産管理清算企業、破産手続参加人に送付される。
- 3 管財人、財産管理清算企業の変更決定を受領した日から3営業日以内に、破産手続参加人、管財人、財産管理清算企業は、管轄人民裁判所の長官に対し決定の再審査の提議書を提出する権利を有する。
- 4 管財人、財産管理清算企業の変更決定に対する再審査の提議書を受領した日から3営業日以内に、人民裁判所の長官は審査して次のいずれかの決定を発行する。
 - a) 管財人、財産管理清算企業の変更決定に対する再審査の提議を承認しない。
 - b) 管財人、財産管理清算企業の変更決定を取り消す。
- 5 本条4項に規定される人民裁判所の長官の決定は、最終決定である。
- 6 本条1項a号及びb号の規定に基づく変更の場合、管財人、財産管理清算企業は、管財人、財産管理清算企業の費用の仮払金を全部返還しなければならない。本条1項c号の規定に基づく変更の場合、管財人、財産管理清算企業は、実施した業務部分に対応する費用の精算を受けることができる。
- 7 変更決定があった日から3営業日以内に、解任された管財人、財産管理清算企業は、実施した業務全部の新たな管財人、財産管理清算企業への引継ぎを行わなければならない。
- 8 解任された管財人、財産管理清算企業は、本条1項a号及びb号に規定される場合、又は本条7項の規定に基づく引継ぎを行わない場合、違反の性質、程度に応じて、行政処罰を受け、又は刑事責任の追及を受ける。損害を与えたときは、法令の規定に従い賠償しなければならない。

第47条 破産手続開始決定後の企業、合作社の経営活動

- 1 破産手続開始決定があった後も、企業、合作社は経営活動を継続するが、裁判官及び管財人、財産管理清算企業の監察に服さなければならない。
- 2 企業、合作社の法定代表者が監督能力を欠く、又は企業、合作社に本法48条1項に違反する兆候があると認める場合、裁判官は、債権者会議又は管財人、財産管理清算企業の提議に基づき、当該企業、合作社の法定代表者の変更決定を下す。

第48条 破産手続開始決定後に禁止される企業、合作社の活動

- 1 破産手続開始決定があった日から、企業、合作社が次の各活動を実施するのを禁止する。
 - a) 財産を隠匿、散逸、贈与すること
 - b) 無担保債権について弁済をすること。ただし、本法49条1項c号に規定

される破産手続開始決定後に発生した無担保債権，企業，合作社内の労働者に対する給与の支払を除く。

- c) 債権を放棄すること
- d) 無担保債権を企業，合作社の財産により有担保債権又は一部有担保債権に転化すること

2 本条 1 項に規定される取引は無効であり，本法 60 条の規定に従って処理される。

第 49 条 破産手続開始決定後の企業，合作社の活動の監察

1 破産手続開始決定があった後，企業，合作社は，次の各活動を実施する前に管財人，財産管理清算企業に報告しなければならない。

- a) 借入れ，質，抵当，保証，財産の売買，譲渡，賃貸借に関連する活動；株式の売却，転換；財産の所有権移転
- b) 効力を有する契約の履行の終了
- c) 破産手続開始後に発生した債務の弁済；企業，合作社内の労働者に対する給与の支払

2 報告の形式は，直接報告，書留郵便，普通郵便，電子メール，ファクシミリ，テレックスを含む。

3 企業，合作社の報告を受領した日から 3 営業日以内に，管財人，財産管理清算企業は，本条 1 項に規定される各活動の実施の可否を企業，合作社に回答する責任を有し，自己の回答について責任を負う。管財人，財産管理清算企業は，自己の回答内容について裁判官に報告しなければならない。

4 本条 1 項に規定される各活動が管財人，財産管理清算企業の同意なく実施されたときは，実施は停止され，当初の状態を回復し，法令の規定に基づき結果を解決する。

第 50 条 破産の解決における司法委託

1 破産の解決過程で，人民裁判所は，財産の回収，破産手続参加人の証言の録取，財産の所在地における評価審査，評価又は破産事件に関連する資料，証拠を収集するためのその他の措置をほかの人民裁判所に委託する決定を下すことができる。

2 委託決定には，委託に関連する破産手続参加人の氏名，住所及び具体的な委託業務を明記しなければならない。

3 委託決定を受領した人民裁判所は，委託決定を受領した日から 30 日以内に委託を受けた具体的な業務を実施し，結果を文書により委託決定を下した人民裁判所に通知する責任を有する。委託について実施することができない場合，委託について実施することができない理由を明記した文書により委託決定を

下した人民裁判所に通知しなければならない。

第 IV 章 財産義務

第 51 条 財産義務の価額の確定

- 1 人民裁判所が破産手続開始決定を下す前に確立された企業、合作社の財産義務については、破産手続開始決定を下した時点において確定する。
- 2 人民裁判所が破産手続開始決定を下した後に確立された企業、合作社の財産義務については、破産宣言決定を下した時点において確定する。
- 3 本条 1 項及び 2 項に規定される財産義務が金銭債務でない場合、人民裁判所は当該財産義務の価額を金銭により確定する。

第 52 条 債務に対する利息金の確定

- 1 破産手続開始決定が下された日から、各債務の利息は合意に従って引続き計算されるが、利息の支払は一時禁止される。
裁判官が本法 86 条の規定に基づく破産手続進行停止決定、本法 95 条 1 項 a 号の規定に基づく経営活動再建手続停止決定を下した場合、利息の支払の一時禁止は終了し、各当事者は合意に従って利息の支払を継続する。
- 2 破産手続開始後、企業、合作社の破産宣言の時点までに発生した新たな債務については、当該債務の利息金は合意に従って確定されるが、法令の規定に反してはならない。
- 3 企業、合作社の破産宣言決定が下された日からは、債務は利息の計算を継続することができない。

第 53 条 有担保債権の処理

- 1 破産手続開始後、管財人、財産管理清算企業は、本法 41 条 3 項の規定に基づき一時停止された有担保債権の処理について裁判官に提起し、裁判官は審査して具体的には次のとおり処理する。
 - a) 担保財産が経営再建手続を実施するために使用される場合、担保財産の処理は債権者会議の議決による。
 - b) 経営再建手続を実施しない、又は担保財産が経営再建手続の実施に必要な場合、弁済期が到来した担保付き契約については、契約中で規定された期限に従って処理する。弁済期が到来していない担保付き契約については、企業、合作社の破産宣言の前に、人民裁判所は契約を停止して各有担保債権を処理する。有担保債権の処理は、本条 3 項に規定されるところによる。
- 2 担保財産が毀損し又は価額が著しく減少するおそれがある場合、管財人、財産管理清算企業は、当該担保財産の本条 3 項の規定に従った即時処理を裁判官に提議する。

3 本条1項b号及び2項の規定に基づく担保財産の処理は、次のとおり行われる。

- a) 人民裁判所が破産手続開始の申立書を受理する前に確立された有担保債権については、当該担保財産により弁済する。
- b) 担保財産の価額が債権額を弁済するのに不十分な場合、残債権部分は、企業、合作社の財産清算の過程で弁済される。担保財産の価額が債権額を上回るときは、差額部分は企業、合作社の財産に組み入れられる。

第54条 財産の配当順位

1 裁判官が破産宣言決定を下した場合、企業、合作社の財産は次の順位に従って配当される。

- a) 破産費用
- b) 給与、退職手当、労働者に対する社会保険金、医療保険金、締結済みの労働契約及び集団労働協約に基づくその他の各権利
- c) 破産手続開始後に企業、合作社の経営活動の再建を目的として発生した債権
- d) 国に対する財務義務、債権者名簿中の債権者に支払うべき無担保債権、担保財産の価額が債権の弁済に不十分であったため弁済を受けることができなかった有担保債権

2 企業、合作社の財産が、本条1項に規定される各債権を完全に弁済した後に依然として残っている場合、この残存部分は次の者に帰属する。

- a) 合作社の構成員、構成合作社
- b) 私人企業の所有者
- c) 一人有限責任会社の所有者
- d) 二人以上有限責任会社の社員、株式会社の株主
- d) 合名会社の合名社員

3 財産の価額が本条1項の規定に従い弁済をするのに不十分なときは、同一の優先順序の対象者ごとに、債権額に相応する比率に従い弁済を受ける。

第55条 連帯又は保証義務の場合の財産義務

1 複数の企業、合作社が一つの債務について連帯して義務を負い、当該企業、合作社の一つ又は全部が弁済能力を失った場合、債権者は、当該企業、合作社のうちいずれの企業、合作社に対しても、法令の規定に従い、自己の債権に対する支払の実施を請求する権利を有する。

2 保証人³⁹が弁済能力を失った場合、保証は次のとおり解決される。

³⁹「保証人」は原文では“bên bảo lãnh”である。

- a) 保証義務が発生している場合、保証人は保証義務を履行しなければならない。保証人が保証の範囲内で完全に弁済することができない場合、債権者⁴⁰は主債務者⁴¹に残存部分の弁済を請求する権利を有する。
 - b) 保証義務が未だ発生していない場合、主債務者と債権者が異なる合意をした場合を除き、主債務者は、ほかの保証措置に差し替えなければならない。
- 3 主債務者又は保証人及び主債務者の双方が弁済能力を失った場合、法令の規定に従い、保証人が主債務者に代わって責任を負わなければならない。

第56条 企業、合作社が破産宣言を受けた際の賃借又は使用借財産の返還

- 1 破産宣言決定を受領した日から10営業日以内に、企業、合作社が経営活動に用いるために賃借又は使用借した財産の所有者は、自己の財産を取り戻すために、所有権及び賃貸借又は使用貸借契約を証明する書類を民事判決執行機関に提出しなければならない。
- 2 破産宣言を受けた企業、合作社が賃料を前払したが、賃貸借期間が満了していない場合、賃貸人は、残存する賃貸借期間に相応する賃料額を弁済し、民事判決執行機関が当該企業、合作社の財産に組み入れられるようにして初めて、財産を取り戻すことができる。
- 3 破産宣言を受けた企業、合作社が賃借又は使用借した財産を他人に譲渡し、取り戻すことができない場合、賃貸又は使用貸した者は、当該財産について賠償を請求する権利を無担保債権として有する。

第57条 担保として受領した財産の返還

弁済能力を失った企業、合作社は、人民裁判所が破産手続を開始する前に、企業、合作社に対する自己の義務の履行を担保するため企業、合作社に財産を引き渡した個人、組織に対し、当該企業、組織が企業、合作社に対する義務を履行した場合に限り、担保として受領した財産を返還する。

第58条 売却した商品の取戻し

売主が、買主である弁済能力を失った企業、合作社に商品を送付したが、未だ弁済を受けておらず、買主も未だ商品を受領していない場合、売主は当該商品を取り戻すことができる。弁済能力を失った企業、合作社が当該商品を既に受領し、返還することができない場合、売主は無担保債権者となる。

⁴⁰ 「債権者」は原文では“bên nhận bảo lãnh”（保証を受けた者）である。

⁴¹ 「主債務者」は原文では“bên được bảo lãnh”（保証を得た者）である。

第V章 各財産保全措置

第59条 無効とみなされる各取引

- 1 人民裁判所が破産手続開始決定を下した日の前6か月間に行われた弁済能力を失った企業，合作社の取引は，次のいずれかの場合には無効とみなす。
 - a) 市場価格によらない財産の譲渡に関連する取引
 - b) 無担保債権を企業，合作社の財産により有担保債権又は一部有担保債権に転化した。
 - c) 一部の債権者のみに利益をもたらす，弁済期が到来していない債権に関する又は弁済期が到来した債権より多額の弁済又は相殺
 - d) 財産の贈与
 - d) 企業，合作社の経営活動の目的外の取引
 - e) 企業，合作社の財産の隠匿，散逸を目的とするその他の取引
- 2 本条1項に規定される弁済能力を失った企業，合作社の取引で，人民裁判所が破産手続開始決定を下した日の前18か月間に関係者で行われたものは，無効とみなす。
- 3 本条2項に規定される関係者とは，次の者をいう。
 - a) 子会社にとっての親会社，親会社の管理者⁴²及び管理者を任命する権限を有する者
 - b) 親会社にとっての子会社；合作社にとっての合作社が設立した企業
 - c) 企業，合作社にとっての当該企業，合作社の管理機関の決定を支配することが可能な者又は者の集団
 - d) 企業，合作社にとっての企業，合作社の管理者
 - d) 企業，合作社の管理者又は支配的な出資若しくは株式割合を有する社員，構成員，株主の妻，夫，実父，養父，実母，養母，実子，養子，実兄弟姉妹
 - e) 本項a号，b号，c号，d号及びd号に規定される者から代理を委任された個人
 - g) 本項a号，b号，c号，d号，d号，e号及びh号に規定される者が企業の管理機関の決定を支配できる程度に所有している企業
 - h) 出資，株式割合若しくは会社における利益を獲得するため，又は会社の決定を支配するため協同を合意した者の集団
- 4 管財人，財産管理清算企業は，弁済能力を失った企業，合作社の取引を審査し，本条1項及び2項に規定される取引を発見したときは，人民裁判所に取引無効宣言の審査を提議する責任を有する。

⁴² 「管理者」は原文では“người quản lý”であり，企業法4条13項で定義されている。

第 60 条 取引無効宣言

- 1 管財人，財産管理清算企業，破産手続参加人が本法 59 条 1 項及び 2 項に規定される取引について取引無効宣言を申し立てた，又は人民裁判所がこれらの取引を発見した日から 10 営業日以内に，人民裁判所は，次のいずれかの決定を下す。
 - a) 管財人，財産管理清算企業，破産手続参加人の申立てを承認しない。
 - b) 取引の無効を宣言し，各担保措置を取り消し，法令の規定に従い無効とした取引の結果を解決する。
- 2 取引無効宣言決定は，決定を下した日から執行力を有する。
- 3 取引無効宣言決定を受領した日から 5 営業日以内に，弁済能力を失った企業，合作社，企業の取引の相手方は，取引無効宣言決定に対する再審査の提議書を人民裁判所の長官に提出する権利を有する。
- 4 取引無効宣言決定に対する再審査の提議書を受領した日から 7 営業日以内に，取引無効宣言決定を下した人民裁判所の長官は，次のいずれかの決定を下さなければならない。
 - a) 取引無効宣言決定に対する再審査の提議を承認しない。
 - b) 取引無効宣言決定を取り消す。紛争がある場合，本法第 X 章の規定に従って解決される。
- 5 本条 1 項 b 号に規定される決定を受領した日から 7 営業日以内に，民事判決執行機関は，民事判決の執行に関する法令の規定に従い職権で決定の執行を組織する責任を有する。

第 61 条 効力を有する契約の履行の一時停止，停止

- 1 人民裁判所が破産手続開始の申立書を受領した日から 5 営業日以内に，債権者，弁済能力を失った企業，合作社は，効力を有する履行中又は未履行の契約の履行が企業，合作社に不利となるおそれがあると認めるときは，契約の履行一時停止決定を下すよう人民裁判所に申し立てる権利を有する。ただし，本法 53 条の規定に基づき各有担保債権を処理する場合を除く。
- 2 本条 1 項に規定される人民裁判所に対する契約の履行一時停止決定の申立書には，次の主要な内容を記載しなければならない。
 - a) 年月日
 - b) 申立人の氏名，住所
 - c) 契約の番号，名称；契約締結の年月日
 - d) 企業，合作社の契約の相手方
 - d) 契約の具体的な内容
 - e) 契約の履行一時停止を申し立てる根拠
- 3 申立書を受領した日から 5 営業日以内に，承認するときは，人民裁判所は契

約の履行一時停止決定を下す。承認しないときは、申立人に文書により通知する。

- 4 人民裁判所が破産手続開始決定を下した日から5営業日以内に、人民裁判所は、一時停止した本条1項に規定される各契約について審理し、次のいずれかの決定を下す。
 - a) 効力を有する履行中又は未履行の契約の履行が企業、合作社に不利とならないときは、契約の履行を継続する。
 - b) 契約の履行を停止し、本法62条の規定に従い結果を解決する。
- 5) 人民裁判所が破産手続の不開始を決定した場合、本条1項の規定に基づき契約の履行一時停止決定を下した人民裁判所は、一時停止決定の取消しを決定する。

第62条 契約の履行を停止した際の精算、損害賠償

- 1 契約の履行が停止された際に、弁済能力を失った企業、合作社が契約に基づき受領した財産が企業、合作社の財産の中に依然として存在するときは、企業、合作社の契約の相手方は、財産を取り戻し、企業、合作社から受領した金員を返還する権利を有する。当該財産が残っていない場合、相手方は、弁済を受けていない部分について無担保債権者としての権利を有する。
- 2 契約の履行停止が企業、合作社の契約の相手方に損害を与えた場合、相手方は、損害額について無担保債権者としての権利を有する。

第63条 義務の相殺

- 1 人民裁判所が破産手続開始決定を下した後、債権者と弁済能力を失った企業、合作社は、破産手続開始決定の前に確立された契約について義務の相殺を実施することができる。
- 2 本条1項の規定に基づく義務の相殺の実施には、管財人、財産管理清算企業の同意を得なければならない。管財人、財産管理清算企業は、義務の相殺の実施について裁判官に報告する。
- 3 義務の相殺の方法は、次のとおりである。
 - a) 各当事者が相互に相応する財産義務を負う場合、相互に義務を履行する必要はなく、義務は消滅したものとみなされる。ただし、法令に異なる規定がある場合を除く。
 - b) 各当事者が相互に相応していない財産義務を負い、財産の価額の差額部分が企業、合作社に属する場合、企業、合作社の契約の相手方は、財産の価額の差額部分を弁済し、企業、合作社の財産に組み入れなければならない。
 - c) 各当事者が相互に相応していない財産義務を負い、財産の価額の差額部分が企業、合作社の契約の相手方に属する場合、企業、合作社の契約の相手

方は、財産の価額の差額部分について無担保債権者となる。

第64条 弁済能力を失った企業、合作社の財産

- 1 弁済能力を失った企業、合作社の財産は、次のものからなる。
 - a) 人民裁判所が破産手続の開始を決定した時点で企業、合作社が有する財産及び財産権
 - b) 人民裁判所が破産手続開始決定を下した日の後に取得した財産及び財産権
 - c) 企業、合作社が有担保債権者に弁済しなければならない有担保債権を超過する担保財産の価額
 - d) 土地に関する法令の規定に従って確定される企業、合作社の土地使用権の価額
 - d) 企業、合作社の財産隠匿、散逸行為から回収された財産
 - e) 無効とされた取引から回収された財産及び財産権
 - g) 法令の規定に基づくその他の各財産
- 2 弁済能力を失った私人企業、合名会社の財産は、次のものからなる。
 - a) 本条1項に規定される財産
 - b) 私人企業の所有者、合名社員の財産で経営活動に直接用いられていないもの。私人企業の所有者、合名社員が共同所有に属する財産を有する場合、当該私人企業の所有者、合名社員の財産部分を民事に関する法令の規定及び関連する法令の規定に従って分離する。
- 3 合作社が破産宣言を受けた場合、分割することができない財産の処理は、合作社に関する法令の規定に従って行われる。

第65条 弁済能力を失った企業、合作社の財産目録の作成

- 1 破産手続開始決定を受領した日から30日以内に、弁済能力を失った企業、合作社は、財産目録の作成を進行し、当該財産の価額を確定しなければならない。必要な場合、期限の延長を裁判官に書面により提議することができるが、2回を超えてはならず、各回30日を超えてはならない。企業、合作社の財産の価額の確定は、法令の規定に従って行われなければならない。
- 2 企業、合作社の合法的な代表者が不在の場合、管財人、財産管理清算企業が指定する者が企業、合作社の代表者となり、企業、合作社の財産目録を作成し、価額を確定する業務を行う。
- 3 価額を確定された財産目録は、直ちに破産手続を進行する人民裁判所に送付されなければならない。
- 4 本条1項に規定される企業、合作社の財産目録の作成、価額の確定が正確でないと認める場合、人民裁判所は管財人、財産管理清算企業に対し、企業、合

作社の財産の一部又は全部について目録の作成、価額の再確定を組織するよう求める。財産の価額は、目録作成時点の市場価格に基づき確定、評価される。

- 5 企業、合作社の代表者及びその他の者が財産目録の作成に協力しない、又は故意に虚偽の財産目録を作成した場合、法令の規定に従って処分される。

第 66 条 債務弁済請求書の送付

- 1 人民裁判所が破産手続開始決定を下した日から 30 日以内に、債権者は、債務弁済請求書を管財人、財産管理清算企業に送付しなければならない。
- 2 債務弁済請求書には、次の各内容を記載しなければならない。
 - a) 債権者又は債権者の代理人の氏名、住所、国籍、身分証明書
 - b) 弁済期が到来したが弁済されていない債権及び利息金の額；弁済期が到来していない債権の額；有担保債権の額及び担保の方式；企業、合作社が支払わなければならない無担保債権の額；契約に基づく賠償金（あれば）を含む、支払われなければならない債権の総額
- 3 債務弁済請求書には、当該債務について証明する資料、証拠を添付しなければならない。債務弁済請求書には、債権者又は債権者の合法的な代理人が署名しなければならない。
- 4 不可抗力又は客観的な障害がある場合、不可抗力の事象又は客観的な障害がある期間は本条 1 項に規定される期間に算入しない。

第 67 条 債権者名簿の作成

- 1 債務弁済請求書の送付期間が満了した日から 15 日以内に、管財人、財産管理清算企業は、債権者名簿を作成し、債権に関連する資料を収集し、債権者名簿を公開掲示しなければならない。債権者名簿には、債権者又は債権者の代理人の氏名、住所、国籍、身分証明書、それぞれの債権者の債権額、有担保債権、無担保債権、弁済期が到来した債権、弁済期が到来していない債権の区分を明記しなければならない。
- 2 債権者名簿は、掲載の日から 10 営業日の間、破産手続を進行する人民裁判所の庁舎、企業、合作社の本店で公開掲示され、営業登記ウェブサイト、人民裁判所のウェブサイトに掲載され、債務弁済請求書を送付した債権者に送付される。
- 3 掲載期間が満了した日から 5 営業日以内に、債権者及び弁済能力を失った企業、合作社は、債権者名簿の再審査を裁判官に提議する権利を有する。不可抗力又は客観的な障害がある場合、不可抗力の事象又は客観的な障害がある期間は本項が規定する期間に算入しない。
- 4 再審査の提議書を受領した日から 3 営業日以内に、裁判官は提議を審理して解決しなければならない。提議が根拠を有すると認めるときは、債権者名簿を

修正，補充する。

第 68 条 債務者名簿の作成

- 1 管財人，財産管理清算企業は，弁済能力を失った企業，合作社の債務者名簿を作成しなければならない。債務者名簿には，債務者又は債務者の代理人の氏名，住所，国籍，身分証明書，それぞれの債務者の債務額，有担保債務，無担保債務，弁済期が到来した債務，弁済期が到来していない債務の区分を明記しなければならない。
- 2 破産手続開始決定から 45 日以内に，債務者名簿は，掲載の日から 10 営業日の間，破産手続を進行する人民裁判所の庁舎，企業，合作社の本店で公開掲示され，債務者に送付される。
- 3 掲載期間が満了した日から 5 営業日以内に，債務者及び弁済能力を失った企業，合作社は，債務者名簿の再審査を裁判官に提議をする権利を有する。
- 4 再審査の提議を受領した日から 3 営業日以内に，裁判官は提議を審理して解決しなければならない。提議が根拠を有すると認めるときは，債務者名簿を修正，補充する。

第 69 条 弁済能力を失った企業，合作社の担保取引の登記

破産状態に陥った企業，合作社がほかの者に財産を貸し付け，法令の規定に従い担保取引登記しなければならないのに未だ登記していないときは，企業，合作社は直ちに登記を行わなければならない。企業，合作社が行わない場合，管財人，財産管理清算企業が担保取引登記を行わなければならない。

第 70 条 一時緊急措置の適用

- 1 破産手続開始の申立てを解決する過程で，本法 5 条の規定に基づき申立書を提出する権利，義務を有する者，管財人，財産管理清算企業は，破産手続を進行する管轄人民裁判所に対し，弁済能力を失った企業，合作社の財産を保全し，労働者の権利，合法的な利益を保護するために，次の一つ又はいくつかの一時緊急措置の適用決定を下すよう申し立てる権利を有する。
 - a) 腐敗しやすい商品，使用期限がまもなく終了する商品，適時に売却しなければ販売が困難になる商品を売却させる。
 - b) 企業，合作社の財産を差し押さえ，封印する。
 - c) 企業，合作社の銀行口座を封鎖する。預託所にある財産を封鎖する。
 - d) 企業，合作社の倉庫，基金を封印し，会計帳簿，関連資料を押収して管理する。
 - d) 弁済能力を失った企業，合作社の財産について，財産権の移転を禁止する。
 - e) 弁済能力を失った企業，合作社の財産について，現状の変更を禁止する。

- g) 企業，合作社，その他の関連する個人，組織に一定の行為の実施を禁止又は命令する。
 - h) 労働使用者に労働者に対する給与，工賃，労働災害又は職業病の賠償金，手当の仮払を命令する。
 - i) 法令の規定に基づくその他の各一時緊急措置
- 2 一時緊急措置の適用を申し立てる者は，管轄人民裁判所に申立書を提出しなければならない。一時緊急措置の適用申立書には，次の主要な各内容を記載しなければならない。
- a) 年月日
 - b) 一時緊急措置の適用を申し立てる者の氏名，住所
 - c) 一時緊急措置の適用の申立てを受ける者の氏名，住所
 - d) 一時緊急措置の適用が必要な理由
 - d) 適用すべき一時緊急措置及び具体的な各申立て
- 一時緊急措置の適用の申立てに応じて，申立人は，当該一時緊急措置の適用が必要であることを証明する証拠を人民裁判所に提供しなければならない。
- 3 一時緊急措置の適用，変更，取消しの手続，一時緊急措置の適用，変更，取消しに対する再審査の提議の解決及び一時緊急措置の適用，変更，取消し決定の執行は，本法，民事訴訟に関する法令及び民事判決の執行に関する法令の規定に従って行われる。

第 71 条 民事判決の執行，事件解決の一時停止に関する処理

- 1 人民裁判所が破産手続不開始決定を下した場合，本法 41 条の規定に基づき一時停止決定を下した人民裁判所，仲裁組織，民事判決執行機関は，一時停止決定を取り消す決定を発行する。
- 2 人民裁判所が破産手続開始決定を下した場合，本法 41 条の規定に基づき一時停止決定を下した人民裁判所，仲裁組織，民事判決執行機関は，停止決定を下し，事件記録を破産手続を進行している人民裁判所に解決のため移送しなければならない。
- 3 人民裁判所が本法 86 条 1 項の規定に基づく破産手続進行停止決定及び本法 95 条 1 項 a 号の規定に基づく経営活動再建手続停止決定を下した場合，人民裁判所，仲裁組織，民事判決執行機関は，本条 2 項に規定される停止決定を取り消す決定を下し，法令の規定に従って解決する。

第 72 条 民事判決執行，事件解決の停止に関する解決

- 1 本法 71 条 2 項の規定に基づき判決執行を停止した場合，場合に応じて，破産手続を進行している人民裁判所は，次のとおり解決する。
 - a) 人民裁判所の判決，決定が法的効力を生じているが，判決執行を担保する

ための企業、合作社の財産の差押え決定がない場合、判決執行債権者は、無担保債権者として弁済を受ける。

- b) 人民裁判所の判決、決定が法的効力を生じており、判決執行を担保するための企業、合作社の財産の差押え決定がある場合、判決執行債権者は、有担保債権者として弁済を受ける。
- 2) 本法 71 条 2 項の規定に基づき事件解決を停止した場合、事件解決の停止決定を下した人民裁判所から移送された事件記録を受領した後、直ちに、破産手続を進行する人民裁判所は、次のとおり、弁済能力を失った企業、合作社が履行しなければならない財産義務又は相手方当事者が企業、合作社に対して履行しなければならない財産義務について審理し、決定する。
- a) 弁済能力を失った企業、合作社が財産義務を履行しなければならない場合、企業、合作社から財産義務の履行を受ける者は、債権者の一人として企業、合作社の財産による弁済を請求する権利を有する。
 - b) 相手方当事者が弁済能力を失った企業、合作社に対し財産義務を履行しなければならない場合、当該財産義務に相応する価額を企業、合作社に弁済しなければならない。

第 73 条 企業、合作社が口座を有する銀行の義務

人民裁判所が企業、合作社の破産宣言決定を下した日から、人民裁判所又は民事判決執行機関の書面による同意がある場合を除き、破産宣言を受けた企業、合作社が口座を有する銀行が破産宣言決定を受けた企業、合作社の各債権について弁済するのを厳禁する。

第 74 条 労働者の義務

人民裁判所が破産手続の開始を決定した日から、労働者は企業、合作社の財産を保護し、企業、合作社の財産を隠匿、散逸するための行為を行わない義務を有する。

第 VI 章 債権者会議

第 75 条 債権者会議の招集及び招集通知の送付

- 1 裁判官が債権者会議を招集する期限は、財産目録の作成が債権者名簿の作成後に終了した場合は財産目録の作成が終了した日から、財産目録の作成が債権者名簿の作成前に終了した場合は債権者名簿の作成が終了した日から、20 日である。ただし、本法 105 条の規定に基づき債権者会議を組織する必要がない場合を除く。
- 2 債権者会議の招集通知及びその他の関連資料は、本法 77 条及び 78 条に規定される債権者会議に参加する権利を有する者及び債権者会議に参加する義務

を負う者に対し、遅くとも会議の開催日の15日前までに送付されなければならない。債権者会議の招集状には、債権者会議を組織する日時及び場所、債権者会議の進行予定、内容を明記しなければならない。

- 3 債権者会議の招集通知、資料は、直接交付、書留郵便、普通郵便、ファクシミリ、テレックス、電子メールの方式又はその他の送付が記録される方式により送付される。

第76条 債権者会議の進行原則

- 1 破産手続参加人の合意は、当該合意が法令の禁止条項に違反せず、社会道徳に反しない限り、尊重される。
- 2 破産手続参加人は、権利及び義務について平等である。
- 3 債権者会議の進行は、公開される。

第77条 債権者会議への参加権

次の者は、債権者会議に参加する権利を有する。

- 1 債権者名簿に記載されている債権者。債権者は、債権者会議への参加をほかの者に書面により委任することができ、委任を受けた者は債権者と同様の権利、義務を有する。
- 2 労働者から委任を受けた労働者の代表、労働組合の代表。この場合、労働者の代表、労働組合の代表は、債権者と同様の権利、義務を有する。
- 3 弁済能力を失った企業、合作社に代わって債務を支払った保証人。この場合、保証人は無担保債権者となる。

第78条 債権者会議への参加義務

- 1 本法5条に規定される破産手続開始の申立書を提出した者、弁済能力を失った企業、合作社の所有者又は合法的な代表者は、債権者会議に参加する義務を負う。参加することができない場合、債権者会議への参加をほかの者に書面により委任しなければならないが、委任を受けた者は、委任をした者と同様の権利、義務を有する。
- 2 弁済能力を失った企業、合作社の代表者が正当な理由なく故意に欠席する場合、管財人、財産管理清算企業は、人民裁判所に法令の規定に従った処分を提議する書面を提出する。

第79条 債権者会議の有効要件

- 1 無担保債権総額の少なくとも51パーセントを代表する債権者が参加する。

債権者が債権者会議に参加しなかったが、債権者会議を組織する日の前に意見を書面により裁判官に送付し、その中に本法83条1項に規定される諸内容に関する意見を明記しているときは、債権者会議に参加した債権者とみなさ

れる。

- 2 破産手続開始の申立書の解決を割り当てられた管財人，財産管理清算企業は，債権者会議に参加しなければならない。

第80条 債権者会議の延期

- 1 債権者会議は，本法79条に規定される各要件を満たさないときは，延期される。債権者会議を延期する場合，裁判官は調書を作成し，債権者会議の参加者の意見を記録する。裁判官は，債権者会議を延期した日のうちに直ちに，債権者会議の延期について破産手続参加人に通知しなければならない。
- 2 債権者会議を延期した日から30日以内に，裁判官は債権者会議を再招集しなければならない。
- 3 本条2項の規定に従って債権者会議を再召集したが，依然として本法79条の規定を満たさない場合，裁判官は調書を作成し，破産宣言を決定する。

第81条 債権者会議の内容及び手順

- 1 債権者会議は，次のとおり進行される。
 - a) 割当てを受けた担当裁判官が，債権者会議を開会する。
 - b) 債権者会議が，管財人，財産管理清算企業の提起に基づき，債権者会議の議事を記録するため債権者会議の書記の選出について評決する。
 - c) 管財人，財産管理清算企業が，人民裁判所の招集通知に基づき債権者会議の参加者の出席，欠席，欠席の理由及び債権者会議の参加者の身分証明書の検査について報告する。
 - d) 裁判官が，債権者会議の参加者及び破産手続開始の申立書の解決に関する内容について債権者会議に報告する。
 - d) 管財人，財産管理清算企業が，弁済能力を失った企業，合作社の経営の状況，財務の実情；財産目録，債権者名簿及び債務者名簿の作成結果並びにその他の必要と認める各内容について債権者会議に報告する。
 - e) 企業，合作社の所有者又は合法的な代表者が，管財人，財産管理清算企業が会議に報告した内容について意見を陳述し，経営活動を再組織する計画案，対策，債務を弁済することができる可能性及び期限を提示する。
 - g) 債権者又は債権者の合法的な代理人が，破産解決の申立てについて，解決を求める具体的な諸問題，理由，目的及び根拠について陳述する。
 - h) 関係者又はその合法的な代理人が，破産手続開始の申立ての解決における自己の権利，義務に関連する諸問題について自己の意見を陳述する。
 - i) 証人が意見を陳述する。鑑定人，価額評価審査機関の代表が鑑定の結論，評価の結果を陳述する。その他の司法補助措置を実施した者が，未だ明確でない又は不一致がある諸問題について説明する。

- k) 欠席者がいる場合、管財人、財産管理清算企業が、その者が提供した文書による意見、資料、証拠を公表する。
 - l) 債権者会議が、管財人、財産管理清算企業が通知した各内容、債権者会議の参加者の意見について討論する。
 - m) 管財人、財産管理清算企業、債権者会議の参加者は、弁済能力を失った企業、合作社の合法的な代表者の交代決定を下すよう裁判官に提議する権利を有する。
 - n) 債権者は、債権者代表委員会を設立する権利を有する。
- 2 債権者会議の議決は、出席した無担保債権者の総数の過半数で、無担保債権総額の 65 パーセント以上を代表する者の賛成評決により採択される。債権者会議の議決は、債権者全員を拘束する効力を有する。

第 82 条 債権者代表委員会

- 1 債権者代表委員会は、債権者会議において債権者が選出した 3 人から 5 人の構成員で構成され、委員長、副委員長及び委員からなる。
- 2 債権者代表委員会は、債権者を代表して、債権者会議の議決の履行の監察、債権者会議の議決の履行に関する管財人、財産管理清算企業に対する提起を行う。管財人、財産管理清算企業が提起を履行しない場合、債権者代表委員会は、破産の解決を担当する裁判官に書面により通知する権利を有する。

第 83 条 債権者会議の議決

- 1 債権者会議は、次のいずれかの結論を含む議決を行う権利を有する。
 - a) 本法 86 条 1 項に規定される場合、破産手続開始の申立ての解決の停止の提議
 - b) 企業、合作社に対する経営活動再建措置の適用の提議
 - c) 企業、合作社の破産宣言の提議
- 2 債権者会議の議決には、次の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 年月日
 - b) 管財人、財産管理清算企業の氏名、名称
 - c) 破産手続開始の申立人の氏名、住所
 - d) 破産手続開始の申立てを受けた企業、合作社の名称、住所
 - d) 関係者の氏名、住所
 - e) 債権者会議の参加者の意見
 - g) 債権者会議の参加者の申立てに関する管財人、財産管理清算企業の意見
 - h) 債権者会議の結論、評決の結果
- 3 債権者会議の議決には、裁判官、管財人、財産管理清算企業の代表者が署名し、債権者会議において発表される。

- 4 債権者会議が本法 81 条 2 項の規定に従って議決を採択することができない場合、人民裁判所は、企業、合作社の破産を宣言する。

第 84 条 債権者会議の議決の送付

債権者会議を組織した日から 3 営業日以内に、人民裁判所は、債権者会議の議決を同級の人民検察院及び本法 77 条、78 条に規定される債権者会議に参加する権利、義務を有する者に送付する。

第 85 条 債権者会議の議決に対する再審査の提議、建議及び再審査の提議、建議の解決

- 1 債権者会議の議決に同意しない場合、債権者会議の議決を受領した日から 5 営業日以内に、本法 77 条及び 78 条に規定される債権者会議に参加する権利、義務を有する者は破産を解決している人民裁判所の長官に対し債権者会議の議決について再審査を提議する権利を有し、同級の人民検察院は建議をする権利を有する。
- 2 再審査の提議、建議書には、次の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 年月日
 - b) 提議人、建議検察院の氏名、名称、住所
 - c) 提議、建議の内容
- 3 提議、建議書を受領した日から 10 営業日以内に、破産を解決している人民裁判所の長官は、審査して次のいずれかの決定を下す。
 - a) 提議、建議を承認しない。
 - b) 債権者会議を再組織する。
- 4 決定を下した日から 3 営業日以内に、提議、建議を解決する決定は、同級の人民検察院及び本法 77 条、78 条に規定される債権者会議に参加する権利、義務を有する者に送付される。
- 5 本条 3 項の規定に基づく解決決定は、最終決定である。

第 86 条 破産手続の進行停止

- 1 人民裁判所が破産手続開始決定を下した日から企業、合作社の破産宣言決定を下す日までに、企業、合作社が弁済能力を回復したときは、人民裁判所は破産手続進行停止決定を下す。

企業、合作社は、破産手続開始の申立書を提出した者が本法 19 条 4 項の規定に違反した場合を除き、破産費用予納金を申立人に返還しなければならない。

- 2 破産手続進行停止決定は、本法 43 条 1 項に規定される破産手続開始決定の通知を受ける者に、決定を下した日から 3 営業日以内に送付されなければならない。

決定を受領した日から 15 日以内に、破産手続参加人は破産手続を解決している人民裁判所の長官に対し破産手続進行停止決定について再審査を提議する権利を有し、同級の人民検察院は建議をする権利を有する。

- 3 本条 2 項に規定される再審査の提議、建議を受領した日から 3 営業日以内に、破産手続を解決している人民裁判所の長官は、破産手続進行停止決定に関する再審査の提議、建議を審査して解決し、次のいずれかの決定を下す。
 - a) 破産手続進行停止決定を維持する。
 - b) 破産手続進行停止決定を取り消し、破産の解決の進行を裁判官に委ねる。
- 4 手続進行停止決定に対する再審査の提議、建議を解決する決定は、本法 43 条 1 項に規定される破産手続開始決定の通知を受ける者に、決定を下した日から 3 営業日以内に通知される。

第 VII 章 経営活動再建手続

第 87 条 経営活動再建計画案の作成

- 1 債権者会議が経営活動再建手続の適用を内容とする議決を採択した日から 30 日以内に、弁済能力を失った企業、合作社は、経営活動再建計画案を作成し、裁判官、債権者、管財人、財産管理清算企業に送付して意見を求めなければならない。
- 2 企業、合作社の経営活動再建計画案を受領した日から 10 営業日以内に、債権者、管財人、財産管理清算企業は、経営活動再建計画案を改善するため企業、合作社に意見を送付し、管財人、財産管理清算企業、債権者、債権者代表委員会（あれば）に報告する。
- 3 本条 2 項の規定に従って経営活動再建計画案を受領した後、直ちに、管財人、財産管理清算企業は、裁判官に報告する任務を有する。
- 4 管財人、財産管理清算企業の経営活動再建計画案を受領した日から 15 日以内に、裁判官は、計画案を債権者会議に審査、採択のため提出するのに先立って審査する。

第 88 条 経営活動再建計画案の内容

- 1 弁済能力を失った企業、合作社の経営活動再建計画案には、経営活動を再建するための各措置；各債務を弁済する条件、期限及び計画を明記しなければならない。
- 2 経営活動を再建するための各措置は、次のものを含む。
 - a) 資本の調達
 - b) 債務の減額、債務の免除、弁済期の延期
 - c) 製品、経営の転換
 - d) 生産技術の刷新

- d) 管理機構の再組織，生産部門の統合又は分割
- e) 株式の債権者及びその他の者に対する売却
- g) 財産の売却又は賃貸
- h) 法令の規定に反しないその他の各措置

第 89 条 経営活動再建計画の履行期限

- 1 弁済能力を失った企業，合作社の経営活動再建計画の履行期限は，経営活動再建計画案を採択した債権者会議の議決による。
- 2 債権者会議が，弁済能力を失った企業，合作社の経営活動再建計画の履行期限を確定することができない場合，経営活動再建計画の履行期限は，債権者会議が経営活動再建計画案を採択した日から3年を超えない。

第 90 条 企業，合作社の経営活動再建計画案を採択する債権者会議の有効要件

- 1 無担保債権総額の少なくとも51パーセントを代表する債権者が参加する。
債権者が債権者会議に参加しなかったが，債権者会議を組織する日の前に意見を書面により裁判官に送付し，その中に企業，合作社の経営活動再建計画案の可決又は否決に関する具体的な意見を明記しているときは，債権者会議に参加した債権者とみなされる。
- 2 破産手続開始の申立書の解決を割り当てられた管財人，財産管理清算企業は，債権者会議に参加しなければならない。

第 91 条 経営活動再建計画案を採択する債権者会議の内容及び手順

- 1 弁済能力を失った企業，合作社の経営活動再建計画案の債権者会議への提出を決定した日から10営業日以内に，裁判官は，経営活動再建計画案について審査，採択するための債権者会議を招集する。
- 2 債権者会議は次のとおり進行される。
 - a) 割当てを受けた担当裁判官が，債権者会議を開会する。
 - b) 債権者会議が，管財人，財産管理清算企業の提起に基づき，債権者会議の議事を記録するため債権者会議の書記の選出について評決する。
 - c) 管財人，財産管理清算企業が，人民裁判所の招集通知に基づき債権者会議の参加者の出席，欠席，欠席の理由及び債権者会議の参加者の身分証明書の検査について報告する。
 - d) 裁判官が，債権者会議の参加者について債権者会議に報告する。
 - d) 企業，合作社の代表者が，経営活動再建計画案を陳述する。
 - e) 債権者会議の参加者が，経営活動再建計画案について自己の意見を陳述する。
 - g) 債権者会議が，経営活動再建計画案について討論し，評決する。

- 4 債権者会議は、有効要件を満たさない場合、一回延期される。債権者会議の再組織は、本法 90 条及び 91 条の規定に従って行われる。
- 5 経営活動再建計画案を採択する債権者会議の議決は、出席した無担保債権者の総数の過半数で、無担保債権総額の 65 パーセント以上を代表する者の賛成評決によりなされる。

経営活動再建計画案が担保財産の使用を含む場合、担保財産の使用期限、担保財産の処理計画について明確に規定しなければならない。当該財産により担保される債権者の同意を得なければならない。

- 6 債権者会議の議決は、債権者全員を拘束する効力を有する。
- 7 債権者会議を再組織することができない、又は債権者会議が本条 5 項に従って議決を採択することができない場合、人民裁判所は、企業、合作社の破産を宣言する。

第 92 条 企業、合作社の経営活動再建計画案を採択した債権者会議の議決の公認

- 1 裁判官は、弁済能力を失った企業、合作社の経営活動再建計画案を採択した債権者会議の議決を公認する決定を下す。この議決は、関連する破産手続参加人全員に対して効力を有する。

この議決が効力を生じた日から、本法 48 条及び 49 条に規定される企業、合作社の経営活動に対する禁止、監察は終了する。

- 2 人民裁判所は、経営活動再建計画案を採択した債権者会議の議決の公認決定を、弁済能力を失った企業、合作社、債権者、同級の人民検察院に決定を下した日から 7 営業日以内に送付する。

第 93 条 経営活動再建計画の履行の監察

- 1 裁判官が弁済能力を失った企業、合作社の経営活動再建計画案を採択する債権者会議の議決の公認決定を下した後、管財人、財産管理清算企業、債権者は、企業、合作社の経営活動を監察する。
- 2 6 か月に一度、企業、合作社は、企業、合作社の経営活動再建計画の履行状況について報告書を作成し、管財人、財産管理清算企業に送付しなければならない。管財人、財産管理清算企業は、裁判官に報告し、債権者に通知する責任を有する。

第 94 条 経営活動再建計画の修正、補充

- 1 経営活動再建計画を履行する過程で、債権者と企業、合作社は、経営活動再建計画の修正、補充について合意する権利を有する。
- 2 企業、合作社の経営活動再建計画の修正、補充に関する合意は、出席した無

担保債権者の総数の過半数で、無担保債権総額の 65 パーセント以上を代表する者の賛成評決があったときに承認される。

- 3 管財人、財産管理清算企業は、企業、合作社の経営活動再建計画の修正、補充に関する合意を公認する決定を下すよう裁判官に提議する文書を提出する。
企業、合作社の経営活動再建計画の修正、補充に関する合意の公認決定は、弁済能力を失った企業、合作社及び債権者に決定を下した日から 7 営業日以内に送付される。

第 95 条 経営活動再建手続の停止

- 1 裁判官は、次のいずれかの場合、弁済能力を失った企業、合作社の経営活動再建手続を停止する決定を下す。
 - a) 企業、合作社が経営活動再建計画の履行を完了した。
 - b) 企業、合作社が経営活動再建計画を履行することができない。
 - c) 経営活動再建計画の履行期限が終了したが、企業、合作社が依然として弁済能力を失っている。
- 2 人民裁判所は、本法 43 条 1 項の規定に従い、企業、合作社の経営活動再建手続の停止決定を公開通知する。

第 96 条 経営活動再建手続の停止の法的効果

- 1 本法 95 条 1 項 a 号に規定される場合、企業、合作社は、もはや弁済能力を失っていないものとみなされる。破産手続開始の申立ての解決を担当する裁判官は、管財人、財産管理清算企業の権利及び義務の消滅について文書により通知する責任を有する。
- 2 本法 95 条 1 項 b 号及び c 号に規定される場合、裁判官は、企業、合作社の破産宣言決定を下す。

第 VIII 章 信用組織の破産手続

第 97 条 信用組織の破産手続に関する規定の適用

信用組織に対する破産手続は、本章の規定に基づき行われる。本章に規定されていない内容については、本法第 VI 章、第 VII 章の規定を除き、本法の相応する規定を適用する。

第 98 条 破産手続開始の申立書を提出する権利、義務

ヴェトナム国家銀行の特別管理⁴³終了文書又は弁済能力回復措置の適用終了若しくは不適用文書が出された後に、信用組織が依然として弁済能力を失っている場合、次の者は破産手続開始の申立書を提出する権利、義務を有する。

⁴³ 「特別管理」は原文では“kiểm soát đặc biệt”である。

- 1 本法5条1項, 2項, 5項及び6項に規定される者
- 2 信用組織は, 破産手続開始の申立書を提出する義務を負う。信用組織が破産手続開始の申立書を提出しない場合, ヴェトナム国家銀行が当該信用組織に対する破産手続開始の申立書を提出する。

第99条 信用組織に対する破産手続開始の申立書の受理

人民裁判所は, ヴェトナム国家銀行の特別管理終了文書又は弁済能力回復措置の適用終了若しくは不適用文書が出されたが, 信用組織が依然として弁済能力を失っているときは, 信用組織の破産手続開始の申立書を受理する。

第100条 特別借入金の償還

信用組織が, 各信用組織法の規定に基づきヴェトナム国家銀行, ほかの信用組織から特別借入れをしたが, 破産宣言を受けた場合, これらの特別借入金を, 本法101条の規定に基づき財産の配当を行う前にヴェトナム国家銀行, ほかの信用組織に償還しなければならない。

第101条 財産の配当順位

- 1 信用組織の財産の配当は, 次の順位に従って行われる。
 - a) 破産費用
 - b) 給与, 退職手当, 労働者に対する社会保険金, 医療保険金, 締結済みの労働契約及び集団労働協約に基づくその他の各権利
 - c) 預金保険に関する法令の規定及びヴェトナム国家銀行の案内に基づく預金, 破産した信用組織の預金者に支払うべき預金保険組織の金員
 - d) 国に対する財務義務, 債権者名簿中の債権者に支払うべき無担保債権, 担保財産の価額が債権の弁済に不十分であったため弁済を受けることができなかった有担保債権
- 2 企業, 合作社の財産が, 本条1項に規定される債権を完全に弁済した後に依然として残っている場合, この残存部分は次の者に帰属する。
 - a) 合作社である信用組織の構成員
 - b) 一人有限責任会社である信用組織の所有者
 - d) 二人以上有限責任会社である信用組織の出資社員, 株式会社である信用組織の株主
- 3 財産の価額が本条1項の規定に従って弁済するのに不十分なときは, 同一の優先順序の対象者は, 債権額に相応する比率に従い弁済を受ける。

第102条 信用組織が破産宣言を受け, 破産財産を清算する際の委任のために受領した, 預託のために受領した財産の返還

信用組織が破産宣言決定を受けた日から 10 営業日以内に、財産委任、預託、管理契約を通じて財産を信用組織に委任のために引き渡し、信用組織に預託し、信用組織に管理のために引き渡した所有者は、自己の財産を取り戻すために、所有権を証明する書類及び関連する記録、書類を民事判決執行機関に提出しなければならない。

第 103 条 特別管理期間中の信用組織の取引

ヴェトナム国家銀行が特別管理措置を適用し、又は各弁済能力回復措置を適用している期間中に、ヴェトナム国家銀行の管理の下で行われた信用組織の取引には、本法 55 条に規定される取引の無効に関する規定を適用しない。

第 104 条 信用組織の破産宣言決定

管財人、財産管理清算企業が信用組織の債権者名簿、債務者名簿、財産目録の作成を終了した日から 30 日以内に、人民裁判所は、信用組織の破産宣言決定を下す。

最高人民裁判所は、本条の施行を案内する。

第 IX 章 企業、合作社の破産宣言

第 105 条 簡易手続による企業、合作社の破産宣言決定

- 1 人民裁判所は、次の各場合、簡易手続により破産を解決する。
 - a) 弁済能力を失った企業、合作社が、本法 5 条 3 項、4 項の規定に基づき破産手続開始の申立書を提出したが、破産手数料、破産費用予納金を納付するための金員、その他の財産が残っていない。
 - b) 破産手続開始の申立書を受理した後に、弁済能力を失った企業、合作社に破産費用を弁済するための財産が残っていない。
- 2 企業、合作社が本条 1 項に規定される場合に当たると人民裁判所が認める場合、人民裁判所は、裁判所は簡易手続により破産を解決することを破産手続参加人に通知する。
- 3 本条 2 項の規定に基づき人民裁判所が通知をした日から 30 日以内に、人民裁判所は審査し、本条 1 項に規定される場合には企業、合作社の破産を宣言し、又は通常の手続による解決を継続して、破産手続参加人に通知する。
- 4 本条 1 項 b 号の規定に基づき人民裁判所が企業、合作社の破産宣言決定を下した場合、申立人は、納付した破産手数料、破産費用予納金の償還を受けることができない。

第 106 条 債権者会議が成立しない場合の破産宣言決定

本法 80 条 3 項、83 条 4 項及び 91 条 7 項に規定される各場合、債権者会議の結果報告を受領した日から 15 日以内に、人民裁判所は、企業、合作社の破産宣言決定を下す。

第 107 条 債権者会議の議決後の企業、合作社の破産宣言決定

- 1 本法 83 条 1 項 c 号の規定に基づく破産宣言を提議する債権者会議の議決を受領した受領した日から 15 日以内に、人民裁判所は審査し、企業、合作社の破産宣言を決定する。
- 2 債権者会議が経営活動再建手続の適用を内容とする議決を採択した後、次のいずれかの場合、人民裁判所は企業、合作社の破産宣言決定を下す。
 - a) 企業、合作社が本法 87 条 1 項に規定される期限までに経営活動再建計画案を作成することができない。
 - b) 債権者会議が企業、合作社の経営活動再建計画案を採択しない。
 - c) 企業、合作社が経営活動再建計画を履行しない。

第 108 条 企業、合作社の破産宣言決定

- 1 企業、合作社の破産宣言決定には、次の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 年月日
 - b) 人民裁判所の名称；破産手続の進行を担当する裁判官の氏名
 - c) 破産宣言を受ける企業、合作社の名称、住所
 - d) 破産宣言の根拠
 - d) 破産した企業、合作社の活動の終了；企業、合作社に関連する取引の停止；企業、合作社に対する利息義務の履行の終了、停止された各取引の結果の解決；取引無効宣言及び無効とされる取引の結果の解決；労働者との労働契約の終了、労働者の権利の解決
 - e) 企業、合作社の代表者の権限の終了
 - g) 企業、合作社の財産の清算及び残っている財産の競売
 - h) 本法 54 条に規定される財産配当の順位に従った、企業、合作社の破産宣言の前及び後の財産の配当計画
 - i) 紛争解決の申立ての管轄人民裁判所への移送
 - k) 本法 130 条の規定に基づく企業、合作社の破産宣言後の職務就任の禁止
 - l) 法令の規定に基づくその他の問題の解決
- 2 企業、合作社の破産宣言決定は、決定を下した日から執行力を有する。

第 109 条 企業、合作社の破産宣言決定の送付及び通知

- 1 企業、合作社の破産宣言決定を下した日から 10 営業日以内に、人民裁判所

は、本法 43 条 1 項の規定に従って通知し、同時に、企業、合作社の破産宣言決定の内容に個人の職務就任、企業、合作社の設立禁止がある場合には破産宣言の抄本を人民裁判所の所在地の司法局に送付しなければならない。

- 2 企業、合作社の破産宣言決定を下した日から 10 営業日以内に、人民裁判所は、企業、合作社の名称を経営登記簿から抹消するため、決定を経営登記機関に送付しなければならない。最高人民裁判所が本法 113 条の規定に基づき再審査の提議、建議を解決する決定を下した場合、最高人民裁判所長官が決定を下した日から 15 日を超えない範囲で期限を延長することができる。

第 110 条 企業、合作社の破産宣言決定後の財産義務

- 1 本法 105 条、106 条及び 107 条に規定される企業、合作社の破産宣言決定は、私人企業の所有者、合名会社の合名社員の、債務の弁済を未だ受けていない債権者に対する財産義務を免除するものではない。ただし、破産手続参加人が異なる合意をした、又は法令に異なる規定がある場合を除く。
- 2 企業、合作社の破産宣言決定後に発生した財産義務は、民事判決の執行に関する法令の規定及びその他の関連する法令の規定に従って解決される

第 111 条 企業、合作社の破産宣言決定に対する再審査の提議、異議申立て

- 1 本法 109 条 1 項に規定される通知を受けた者は、企業、合作社の破産宣言決定について再審査を提議する権利を有し、同級の人民検察院は異議を申し立てる権利を有する。
- 2 再審査の提議、異議申立ての期限は、企業、合作社の破産宣言決定を受領した日又は適式な通知を受けた日から 15 日間である。

再審査の提議、異議申立てを受領した日から 3 営業日以内に、企業、合作社の破産宣言決定を下した裁判所は、破産事件の記録に提議、異議申立書を添付して直接上級人民裁判所に審査、解決のため送付しなければならない。

第 112 条 企業、合作社の破産宣言決定に対する提議、異議申立書の解決

- 1 提議、異議申立書が添付された破産に関する記録を受領した後、直ちに、直接上級人民裁判所は、企業、合作社の破産宣言決定に対する提議、異議申立書を審査、解決する 3 人の裁判官からなる班を指定し、破産に関する記録を同級の人民検察院に送付する。
- 2 人民裁判所が送付した破産に関する記録を受領した日から 5 営業日以内に、同級の人民検察院は、記録を人民裁判所に返還しなければならない。
- 3 提議、異議申立書が添付された破産事件の記録を受領した日から 20 日以内に、裁判官班は期日を組織し、次のいずれかの決定を下す。
 - a) 提議、異議申立書を承認せず、企業、合作社の破産宣言決定を維持す

る。

- b) 企業，合作社の破産宣言決定を修正する。
 - c) 企業，合作社の破産宣言決定を取り消し，再度，解決するため管轄下級人民裁判所に記録を差し戻す。
- 4 裁判官班の期日には，人民検察院が参加し，人民裁判所書記官が期日調書を作成する。必要な場合，人民裁判所は，提議人，その他の関係者を期日に召喚して意見を陳述させることができる。
 - 5 提議，異議申立書を解決する直接上級人民裁判所の決定は，決定を下した日から法的効力を有する。

第 113 条 特別手続による提議，異議申立書の解決

- 1 本法 112 条に従い直接上級裁判所が提議，異議申立てを解決する決定を下した日から 15 日以内に，破産手続参加人の再審査の提議，最高人民検察院の建議又は人民裁判所の建議がある場合，最高人民裁判所長官は，次のいずれかの根拠があるときは，当該決定を再審査する。
 - a) 破産に関する法令に対する重大な違反がある。
 - b) 人民裁判所が決定を下した時には人民裁判所，破産手続参加人が知ることができなかった，破産宣言決定の内容を根本的に変更する可能性がある新たな事情を発見した。
- 2 本条 1 項に規定される根拠がある場合，最高人民裁判所は，本法 112 条に従って提議，異議申立てを解決する決定を下した人民裁判所に対し，破産事件の記録を審査，解決のため最高人民裁判所に送付するよう求める。
- 3 提議，建議書を受領した日から 30 日以内に，最高人民裁判所長官は，次のいずれかの決定を下す権利を有する。
 - a) 再審査の提議，建議を承認せず，下級人民裁判所の決定を維持する。
 - b) 下級人民裁判所の企業，合作社の破産宣言決定，直接上級人民裁判所の再審査の提議，異議申立ての解決決定を取り消し，再度，解決するため破産に関する記録を下級人民裁判所に差し戻す。
- 4 提議，建議書を解決する最高人民裁判所長官の決定は，最終決定であり，決定を下した日から法的効力を有する。

第 X 章 紛争のある企業，合作社の財産の処理

第 114 条 企業，合作社の破産宣言決定前の財産紛争の処理

- 1 企業，合作社の破産を解決する過程で，企業，合作社の破産宣言決定前に財産に関する紛争を発見したときは，破産事件を解決している人民裁判所は審査し，民事訴訟に関する法令の規定に従い別の訴訟事件として解決するため紛争のある財産部分を分離する。

- 2 本条1項の規定に従い財産紛争を解決する人民裁判所の判決、決定が効力を生じた後、破産を解決する人民裁判所は、次のとおり財産を処理する。
 - a) 破産宣言決定前のときは、効力を生じた判決、決定により得られた財産を企業、合作社の財産に組み入れる。
 - b) 破産宣言決定後のときは、効力を生じた判決、決定により得られた財産を従前の破産宣言決定に従って配当する。
- 3 本条1項の規定に基づく紛争のある財産の分離及び別の訴訟事件の提起は、本法43条1項の規定に従って通知される。
- 4 企業、合作社が破産宣言を受けたときは、管財人、財産管理清算企業が財産に関する紛争の解決について企業、合作社を代表する。

第115条 企業、合作社の破産宣言決定の執行過程中に財産紛争がある場合の処理

- 1 企業、合作社の破産宣言決定に基づく財産の清算の実施過程で、紛争がある又は執行することができないときは、執行官、管財人、財産管理清算企業、破産手続参加人は、破産事件を解決した人民裁判所に審査を提議する。
- 2 執行官、管財人、財産管理清算企業、破産手続参加人の提議を受領した日から10営業日以内に、人民裁判所は審査し、次のいずれかの文書を発行する。
 - a) 執行官、管財人、財産管理清算企業、破産手続参加人の提議を承認しない旨の回答文書
 - b) 法令の規定に従い企業、合作社の破産宣言決定に対する異議申立てについて検討する権限を有する者に、提議書を移送する。
- 3 執行官、管財人、財産管理清算企業、破産手続参加人が本条2項a号に規定される回答文書に同意しない場合、法令の規定に基づき企業、合作社の破産宣言決定に対する異議申立てを検討する権限を有する者に対し提議をする権利を有する。
- 4 管財人、財産管理清算企業は、企業、合作社を代表して財産に関する紛争の解決に参加する。

第XI章 外国要素のある破産手続

第116条 外国人である破産手続参加人

外国人である破産手続参加人は、ヴェトナムの破産に関する法令の規定に従わなければならない。

第117条 外国の管轄機関に対するヴェトナムの人民裁判所の司法委託

- 1 外国要素のある破産事件を解決する過程で、人民裁判所は、ヴェトナム社会主義共和国が締結している司法共助協定の規定に従い、又は相互原則に従い、

司法委託を行うことができる。

- 2 司法委託手続は、民事訴訟に関する法令、司法共助に関する法令の規定に従って行われる。

第 118 条 外国裁判所の破産解決決定の公認及び執行許可の手続

外国裁判所の破産解決決定の公認及び執行許可の手続は、ベトナム社会主義共和国が締結している司法共助協定の規定及びその他の司法共助に関する法令の規定に従って行われる。

第 XII 章 企業、合作社の破産宣言決定の執行

第 119 条 破産宣言決定の執行の管轄

破産宣言決定の執行の管轄は、本法、民事判決の執行に関する法令の規定及びその他の関連する法令の規定に従う。

第 120 条 破産宣言決定の執行手続

- 1 破産宣言決定が下された日から 5 営業日以内に、民事判決執行機関は、職権により執行決定を下し、破産宣言決定の執行を執行官に割り当てる。
- 2 民事判決執行機関の長の割当て決定を受けた後、執行官は次の各任務を行う。
 - a) 回収した破産企業、合作社の金員を預けるため、破産宣言決定を執行する管轄民事判決執行機関の名称で銀行に口座を開設する。
 - b) 管財人、財産管理清算企業が財産の清算を行うのを監察する。
 - c) 民事判決の執行に関する法令の規定に従い、財産の回収、破産事件において財産を購入した者に対する財産の引渡しの強制を行う。
 - d) 財産の清算結果に関する管財人、財産管理清算企業の報告を受けた後、執行官は、企業、合作社の破産宣言決定に従い財産の配当計画を履行する。

第 121 条 管財人、財産管理清算企業に対する財産清算の実施請求

- 1 民事判決執行機関の長の割当て決定を受けた日から 2 営業日以内に、執行官は、管財人、財産管理清算企業に対する財産清算実施請求書を発する。
- 2 管財人、財産管理清算企業に対する財産清算実施請求書には、次の主要な各内容を記載する。
 - a) 年月日
 - b) 請求執行官の氏名
 - c) 財産の清算を実施する管財人、財産管理清算企業の氏名、名称
 - d) 破産企業、合作社の名称、住所
 - d) 本法 122 条、123 条及び 124 条の規定に基づく具体的な財産の清算方法
- 3 管財人、財産管理清算企業に対する財産清算実施請求書は、人民裁判所、人

民検察院，破産手続参加人に送付される。

- 4 本条2項の規定に基づく執行官の請求書を受領した日から2年間のうちに管財人，財産管理清算企業が清算を実施することができない財産については，管財人，財産管理清算企業は，財産の清算を終了し，破産企業，合作社の書類，財産全部を，法令の規定に基づき財産を処分，清算する民事判決執行機関に引き継がなければならない。

第122条 財産の評価

- 1 破産宣言決定が下された日から10営業日以内に，管財人，財産管理清算企業は，法令の規定に基づき財産の評価を組織する。

評価審査の組織に関する役務契約を締結するときは，管財人，財産管理清算企業は，自己が関連する権利，利益を有する個人，組織と評価審査契約を締結することはできない。

- 2 清算財産が毀損し又は価額が著しく減少するおそれがある場合，管財人，財産管理清算企業は，法令の規定に従って財産の価額を確定し，清算する。

第123条 財産の再評価

- 1 本法122条の規定に対する重大な違反があり，財産の評価結果に誤りがあるときは，財産の再評価を行う。
- 2 本法23条3項の規定に基づき財産を売却する場合，裁判官が再評価を決定する。財産を清算する場合，執行官が再評価を決定する。

第124条 財産の売却

- 1 財産は，次の各方式により売却される。
 - a) 競売
 - b) 競売手続によらない売却
- 2 価額が1000万ドン以上の動産，及び不動産である財産の競売は，財産競売に関する法令の規定に従って行われる。

管財人，財産管理清算企業は，評価の日から5営業日を超えない期間内に，経済組織と合意をする権利を有する。管財人，財産管理清算企業は，競売組織と財産競売役務契約を締結する。

管財人，財産管理清算企業が合意をすることができない場合，執行官が財産競売役務契約を締結する競売組織を選択する。

財産競売役務契約の締結は，評価審査の日から10日以内に行われる。

競売は，財産競売役務契約締結の日から，動産については30日以内に，不動産については45日以内に行われなければならない。

- 3 次の各場合，管財人，財産管理清算企業が清算財産を競売する。

- a) 財産がある省，中央直轄都市に競売組織がない，又はあるが競売組織が財産競売役務契約の締結を拒否した。
 - b) 価額が 200 万ドンから 1000 万ドンまでの動産
競売は，評価の日又は競売を拒否する競売組織の文書を受領した日から，動産については 30 日以内に，不動産については 45 日以内に行われなければならない。
- 4 価額が 200 万ドン未満の動産又は本法 122 条 2 項に規定される財産については，管財人，財産管理清算企業が競売手続によらずに売却する。
財産の売却は，破産宣言決定執行決定又は財産売却決定発行の日から 5 営業日以内に行われなければならない。
- 5 財産競売手続は，財産の競売に関する法令の規定に従って行われる。

第 125 条 違反がある場合の財産の回収

- 1 管財人，財産管理清算企業，執行官は，本法 59 条の規定に基づき無効とされる民事取引の履行により流出した企業，合作社の財産の回収決定を下すよう人民裁判所に提議する。
- 2 企業，合作社の財産又は財産の価額の差額部分の回収について紛争がある場合，本法 115 条の規定に従って処理される。

第 126 条 破産宣言決定の執行停止

民事判決執行機関の長は，次の各場合，破産宣言決定の執行停止を決定する。

- 1 破産宣言を受けた企業，合作社に，清算，配当すべき財産がない。
- 2 破産宣言を受けた企業，合作社の財産の配当が完了した。
- 3 民事判決執行機関の長は，破産宣言決定の執行停止について，破産を解決した人民裁判所に報告し，関連を有する個人，機関，組織に通知する。

第 127 条 企業，合作社の破産宣言決定後に発生した企業，合作社の財産の処理

- 1 企業，合作社の破産宣言決定後に本法 59 条の規定に基づき無効とされる民事取引を発見したときは，管財人，財産管理清算企業は人民裁判所に対し，取引の無効を宣言し，無効とされる取引の結果を処理し，企業，合作社の財産を本法 54 条の規定に従って配当するよう申し立てる権利を有する。
- 2 企業，合作社の破産宣言決定後に未だ配当されていない企業，合作社の財産を発見したときは，破産宣言をした人民裁判所は，審査し，本法 54 条の規定に従い財産の配当を決定する。
- 3 民事判決執行機関は，本条 2 項の規定に基づく財産配当決定の履行を組織する。

第128条 企業、合作社の破産宣言決定の執行に関する不服申立ての解決

企業、合作社の破産宣言決定の執行に関する不服申立て、不服申立ての解決は、民事判決の執行に関する法令の規定に従って行われる。

第XIII章 違反処分

第129条 破産に関する法令に対する違反による責任

- 1 破産事件の解決過程で法令に違反する行為をした個人、機関、組織は、違反の性質、程度に応じて、懲戒処分、行政処罰又は刑事責任の追及を受ける。損害を与えたときは、法令の規定に従い賠償しなければならない。
- 2 破産事件の解決過程で法令に違反する行為をした管財人、財産管理清算企業は、違反の性質、程度に応じて、行政処罰を受ける。損害を与えたときは、法令の規定に従い賠償しなければならない。管財人、財産管理清算企業の個人が刑事法令に違反した場合、法令の規定に従い刑事責任の追及を受けることがある。

第130条 企業、合作社が破産宣言を受けた後の職務就任の禁止

- 1 破産宣言を受けた100パーセント国家資本の企業の会長、社長、取締役の職にあった者は、100パーセント国家資本の企業が破産宣言を受けた日から、いかなる国営企業においても当該各職務に就くことができない。

国家が出資した企業において国家の出資部分を代表する者は、当該企業が破産宣言を受けた場合、国家が出資するいかなる企業においても各管理職務に就くことができない。

- 2 破産宣言を受けた企業、合作社において管理職務にあった者が、故意に本法18条1項、28条5項、48条1項の規定に違反したときは、裁判官は審査し、人民裁判所が破産宣言決定をした日から3年間、企業、合作社を設立することができず、企業、合作社の管理者となることができない旨決定する。
- 3 本条1項、2項及び3項の規定は、企業、合作社が不可抗力の理由により破産した場合には適用しない。

第XIV章 施行条項

第131条 経過条項

- 1 本法が効力を生じた日から、第XI期国会2004年第21号破産法に基づく破産宣言決定後に発見された企業、合作社の財産は、本法127条の規定に基づき処理する。
- 2 本法が効力を生じる日の前に第XI期国会2004年第21号破産法の規定に基づき発行された破産宣言決定について不服申立て、異議申立てがあり、本法が効力を生じる日までに解決されていないときは、本法111条2項、112条及び

113 条に規定される手続に従い解決する。

- 3 本法が効力を生じる日の前に人民裁判所が受理した破産手続開始の申立てで、未だ企業、合作社の破産宣言決定が下されていないものは、本法の規定を適用して引続き解決する。
- 4 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、本条の施行を案内する。

第 132 条 施行効力

- 1 本法は、2015 年 1 月 1 日から施行され、効力を有する。
- 2 第 XI 期国会 2004 年第 21 号破産法は、本法が効力を生じる日に効力を失う。

第 133 条 詳細の規定及び施行の案内

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、法律内で委ねられた各条項の詳細を規定し、施行を案内する。

本法は、2014 年 6 月 19 日、ヴェトナム社会主義共和国第 XIII 期国会第 7 会期において採択された。

国会議長
Nguyễn Sinh Hùng